

3) 緑の拠点とネットワーク化の考え方

緑地を形成する上で、主な拠点及びネットワークとなる施設の考え方を示す。

① (仮称) 普天間公園の整備

- 既存のまとまりのある緑の保全と併せて、「万国津梁」の再興のシンボルとして、約100haに及ぶ大規模な(仮称)普天間公園を整備する。



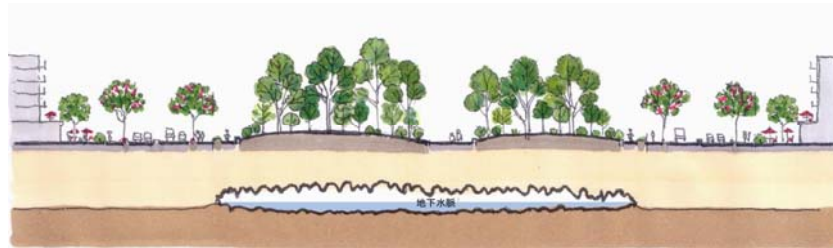
② 並松街道の整備

- 宜野湾の昔を偲ぶ並松街道を、市民の緑豊かな散策コースとして歩車共存道路等により再生整備を図る(両側に最低1.5m幅で植栽帯が全長約3.8kmで再生された場合、約1haの緑地の創出となる)。



③ 地下水の涵養

- 大規模公園付近から西海岸に注ぐ貴重な地下水脈(洞窟等)上部は、地域の自然の豊かさを象徴する資源として、緑道や公園の整備、民有地のオープンスペースを誘導等により、緑地を創出する。



④ 御嶽や旧集落地の緑地の環境整備

- 御嶽を中心に、旧集落を思い起こさせる石畳や石垣、拝所、ヒンブン、防風林、生垣などの要素を活かして、地域コミュニティの拠点となる近隣公園などの整備を図る。



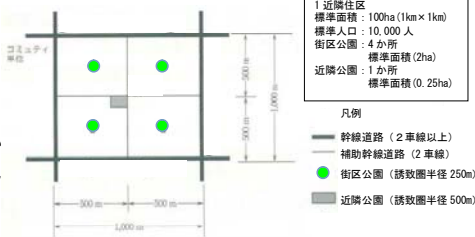
⑤ まとまりの小さい緑地整備

- 既存のまとまりの小さい緑地は、極力近隣公園や街区公園に含めて、施設緑地として保全する。



⑥ 身近な街路樹や公園の整備

- 当該地区の人口フレームを約2万人(広域構想より想定)とした場合、1近隣住区の標準人口1万人を用いると、当該跡地は、2近隣住区の規模と想定できる。
- 幹線道路と補助幹線道路に、道路構造令の標準幅員1.5mの植栽帯が連続的に整備された場合、街路樹緑地は約6haとなる。
- 2近隣住区として、近隣公園(2ha)を2か所、街区公園(0.25ha)を2か所(御嶽等の公園を含む)整備された場合、6haの緑地整備となる。



【都市の骨格となる 緑化のフレーム】

- (仮称) 普天間公園 約100ha
- 並松街道 約1ha
- 街路樹 約6ha
- 近隣公園・街区公園 約6ha

計 約113ha

図2-16 緑の拠点とネットワーク化の考え方

●施設緑地の種類

施設緑地には、都市計画法第4条第6項の都市計画施設の他、環境省が管理する国民公園、市町村が管理する小さな公園や広場、民間における大規模マンション開発等で誘導される広場などがある。本計画においては、計画的に「緑をつくる」ことを前提に、都市計画決定により整備される都市公園について、検討を行うものとする。

都市公園の種類は、下表のとおりであり、目的、配置範囲(間隔)、規模に応じて、種別ごとに機能を分担している。

なお、整備する公園施設の種別選定にあたっては、下表を踏まえて選定するものとする。

表 2-4 都市公園の種類

| 種類 | 種別 | 内容 |
|----------------|----------------|--|
| 住区 基幹 公園 | 街区公園 | <ul style="list-style-type: none"> もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする。 誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所。標準面積 0.25ha。 |
| | 近隣公園 | <ul style="list-style-type: none"> 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする。 誘致距離 500m の範囲内(近隣住区当たり)で 1 箇所。標準面積 2ha。 |
| | 地区公園 | <ul style="list-style-type: none"> 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする。 誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所。標準面積 4ha。 |
| 都市 基幹 公園 | 総合公園 | <ul style="list-style-type: none"> 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする。 都市規模に応じ 1 箇所。標準面積 10～50ha。 |
| | 運動公園 | <ul style="list-style-type: none"> 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする。 都市規模に応じ 1 箇所。標準面積 15～75ha。 |
| 大規模 公園 | 広域公園 | <ul style="list-style-type: none"> 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする 地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所。標準面積 50ha 以上。 |
| | レクリエーション 都市 | <ul style="list-style-type: none"> 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とする。 総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に配置する。 全体標準規模 1,000ha。 |
| | 国営公園 | <ul style="list-style-type: none"> 主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。 国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。 |
| 緩衝 緑地等 | 特殊公園 | <ul style="list-style-type: none"> 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。 |
| | 都市緑地 | <ul style="list-style-type: none"> 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。 |
| | 緑道 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする。 近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。 |

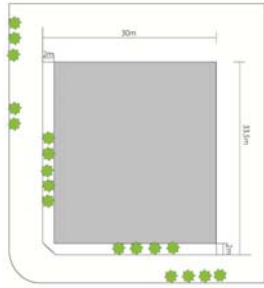
4) 民有地の緑の誘導の考え方

主な誘導手法を以下に示す。

①「緑化地域」の設定 (都市緑地法)

- ・宜野湾市内の用途地域が指定されている全区域を対象に、幹線道路等の街路樹と一体となって豊かな緑の軸を創出するため、地域開発に影響の大きい大規模敷地(1,000㎡以上を想定)の建築物の開発に対して、緑化率を定め緑化を誘導する。

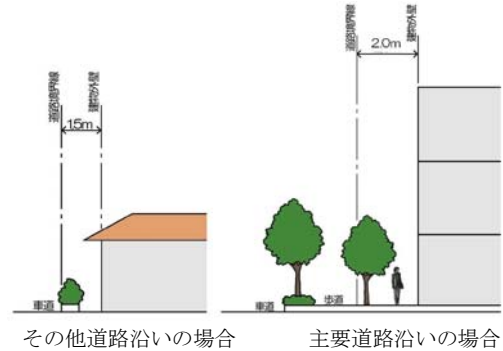
- (例) 幹線道路の交差点の角地 (面積1,000㎡以上)
- ・前面道路から2mのセットバックにより緑地の誘導を考えた場合、15%緑化率の設定により誘導が可能。



②地区計画等緑化率条例制度の活用 (都市緑地法)

- ・跡地開発の全エリアにおいて、宅地内緑化を誘導するため、地区計画を定める際、緑化率規制の項目を設ける。

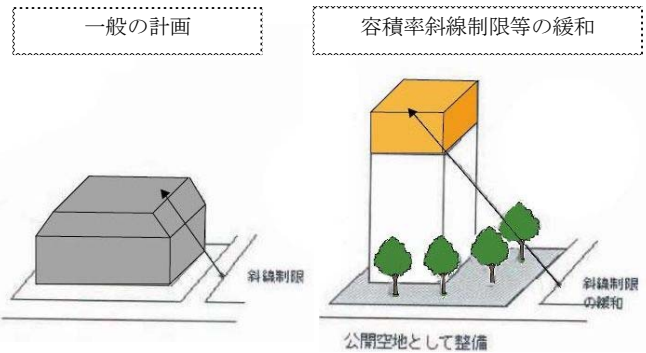
- (例) 北谷町キャンプ桑江北側返還地区
- ・緑化率10% (第一種住居地域・低層)
 - ※165㎡以上の敷地



③総合設計制度の導入 (建築基準法)

- ・できるだけ多くの大規模敷地において、豊かな緑地が創出され市民へ公開されることを目的に、総合設計制度等を導入する。
- ・当該制度は、緑化や公開空地等の市街地環境の形成に寄与する開発に対して、特定行政庁の許可により容積率や斜線、絶対高さの緩和を図る制度であり、良好な民間開発を誘導する有効な手法であり、詳細は、宜野湾市独自の条例で定めることができる。
- ・この制度の導入により、緑化に前向きな民間開発の誘導を図ることができる。
- ※なお、宜野湾市は、特定行政庁である。

- (例) 敷地20%の緑化とその公開を条件に容積率等の緩和を図るとした場合、道路側に緑豊かなオープンスペースが形成され、地域の憩いの場などとして利用される。開発業者にとっては、新たな敷地を購入せずに、容積の割増によって、土地の有効高度利用が可能となる。



④モデル地域での緑地協定制度の活用 (都市緑地法)

- ・振興拠点ゾーン等においては、低炭素社会を先導するエリアとして、他エリアよりも緑化率を大きめに土地利用権者と緑地協定を結び、緑豊かで潤いある振興拠点ゾーンを創出する。
- ・その他保留地処分の際、住宅開発のデベロッパー等とは、一般的な住宅地の先行的なモデル開発となるように、緑化率を一般住宅地より大きめに設定した緑地協定を結ぶ。



(例) 戸建住宅の場合の緑地協定イメージ (千葉市)

図2-17 民有地の緑の誘導手法

※住宅地以外の緑化率の基準・事例

<研究施設・リサーチパーク>…緑地面積率 20%以上

- 例) 茨城県 筑波研究学園都市 …30%
 神奈川県 横須賀リサーチパーク地区 …48% (風致公園を含める)
 神奈川県 西湘テクノパーク …28.3~38.9% (エリア毎に異なる)
 石川県 石川ソフトリサーチパーク …25%以上
 熊本県 熊本テクノリサーチパーク …20%以上

※工場立地法…緑地面積率 20%以上

- 例) 山形県 蔵王みはらしの丘 (産業エリア) …緑化率 20%以上
 山形県 山形市蔵王産業団地 …緑化率 20%以上

⇒住宅地以外についても緑化率の最低基準は20%以上が妥当と考えられる。

<商業業務施設等>…緑地面積率 20%以上

| 都道府県 | 市区町村名 | 建築物の名称 | 敷地面積 (㎡) | 緑化施設面積 (㎡) | 緑化率 (%) |
|------|-------|-----------------------|-------------|---------------|------------|
| 石川県 | 金沢市 | 三谷産業株式会社 | 約 9,110 | 約 2,060 | 22.5 |
| 東京都 | 港区 | 電通新社屋建設プロジェクト | 約 17,240 | 約 3,460 | 20.1 |
| 東京都 | 港区 | 汐留シティーセンター・松下電工東京本社ビル | 約 19,710 | 約 4,020 | 20.4 |
| 東京都 | 港区 | 品川グランドcommons | 約 52,770 | 約 10,680 | 20.2 |
| 東京都 | 港区 | 六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業 | 約 84,780 | 約 18,230 | 21.5 |
| 東京都 | 港区 | 日本通運本社ビル | 約 5,520 | 約 1,650 | 30.0 |
| 愛知県 | 名古屋市 | N T T金山ビル | 約 2,240 | 約 460 | 20.5 |
| 大阪府 | 大阪市 | なんばパークス第1期 | 約 37,180 | 約 7,610 | 20.5 |
| 広島県 | 広島市 | デルタビル | 約 1,100 | 約 470 | 42.5 |
| 広島県 | 広島市 | 山陽ビル | 約 1,590 | 約 340 | 21.2 |
| 広島県 | 広島市 | 昭和町介護老人保健施設 | 約 1,120 | 約 240 | 21.6 |
| 広島県 | 広島市 | 第2有楽ビル | 約 1,160 | 約 240 | 20.9 |
| 広島県 | 広島市 | グランドビル大手町 | 約 1,500 | 約 340 | 22.9 |
| 福岡県 | 福岡市 | 天神コアビル | 約 2,240 | 約 450 | 20.1 |

出典：『緑化施設整備計画認定制度について』—「緑化施設整備計画の認定を受けた建築物」

図 2-18 住宅地以外の緑化率の基準・事例

【宅地内緑化フレームの想定】

- ・当地区の宅地量は、大規模な(仮称)普天間公園(約100ha)を除いた381haのうち、公共用地率25%として、約286haと考える。
- ・約286haのうち、公有地と民有地の割合は、那覇新都心と同様の割合2対8と想定し、それぞれ公有地約57ha、民有地約229haとする。
- ・公有地57haは、緑化モデル施設として平均緑化率20%を想定すると、緑地約11haの創出。
- ・民有地での大規模開発は、民有地の1割約22haで平均緑化率15%と想定すると、緑地約3haの創出。
- ・残る民有地207haは、地区計画により平均緑化率10%を想定すると、緑地約20haの創出。
- ・以上より、宅地内緑化フレームは約34haと想定できる。

①駐留軍用地跡地利用から見た地域制緑地（育てる緑）の適性

普天間飛行場跡地に適した【緑を育てる】地域制緑地について、制度の目的及び指定要件等の面から、活用が適当かどうかを検討した。その結果は以下のとおりである。

表 2-5 普天間飛行場跡地に適した【緑を育てる】地域制緑地の選定

| 制度名称 | 制度の目的／指定要件等 | 適不適 |
|-----------------------------|--|--------------------------|
| 緑化地域 (都市緑地法) | ○緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、緑を創出する。 ○用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域 | 適当 |
| 緑地協定 (都市緑地法) | ○土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域の方々の協力で、街を良好な環境にする。 ○協定には以下の2つの種類がある。 1)45条協定：全員協定 2)54条協定：一人協定 ・開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けるなど | 適当 |
| 市民緑地 (人工地盤等型) (都市緑地法) | ○土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、 <u>緑地や緑化施設を一般に公開</u> され、地域の人々がその緑地を利用することができる。 ○都市計画区域内の300㎡以上の土地又は人工地盤 ○特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地など ○契約期間は5年以上 | 緑化施設等の公開の意味合いが強い。 不適当 |
| 緑化施設整備計画 認定制度 (都市緑地法) | ○民間の建築物の屋上、空地など敷地内の緑化を促進する。 ○認定の対象となる地区は、「緑化地域」及び「緑の基本計画」に定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」である。 ○対象となる建築物の敷地の面積は以下のとおりである。 1)緑化重点地区内では1,000㎡以上 2)緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では300㎡以上 ○緑化面積の敷地面積に対する割合は20%以上。 | 適当 |
| 地区計画 (都市計画法) | ○建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、開発し、保全する。 ○宅地開発がなされるところでは、ほぼどこでも活用できる。 | 適当 |

②地域制緑地における緑化度合

普天間飛行場跡地に適した【緑を育てる】地域制緑地について、各々の制度における指定内容・緑化内容等を踏まえて、緑の保全度合を以下のとおり整理した。

表 2-6 【緑を育てる】地域制緑地の緑の保全度合

| 制度名称 | 指定要件・緑化内容等 | 緑化度合 |
|-----------------------------|---|--|
| 緑化地域 (都市緑地法) | <ul style="list-style-type: none"> ○敷地面積が原則 1,000 m²以上の建築物の新築又は増築(市町村は、条例による 300 m²まで引き下げ可能) ○建築物の緑化率を原則として都市計画に定める緑化率の最低限度以上 ○都市計画に定める緑化率の最低限度の上限は、最高で敷地面積の 25% | 大規模な敷地面積の緑化に有効であるが、小規模敷地の緑化が進まない |
| 緑地協定 (都市緑地法) | <ul style="list-style-type: none"> ○土地所有者等の合意を前提とする協定。 ○協定には以下の 2 つの種類がある。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 45 条協定：全員協定 2) 54 条協定：一人協定（開発事業者との協定など） ○緑地協定では次の内容を定める。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 緑地協定の目的となる土地の区域 2) 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・保全又は植栽する樹木等の種類 ・保全又は植栽する樹木等の場所 ・保全又は設置するかき又はさくの構造 ・その他緑地の保全又は緑化に関する事項 ・緑地協定の有効期間（5 年以上、30 年未満） ・緑地協定に違反した場合の措置 | 土地所有者との合意が前提であり、複数の土地所有者との合意には難がある |
| 緑化施設整備計画 認定制度 (都市緑地法) | <ul style="list-style-type: none"> ○認定の対象となる地区は、「緑化地域」及び「緑の基本計画」に定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」である。 ○対象となる建築物の敷地の面積は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 緑化重点地区内では 1,000 m²以上 2) 緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では 300 m²以上 ○緑化面積の敷地面積に対する割合は 20%以上。 ○固定資産税の減免などを目的に、事業者が緑化施設整備計画を作成し、市町村長の認定を受ける必要がある。 ○緑化施設整備計画には次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置および面積 2) 整備する緑化施設の概要、規模、および配置 3) 緑化施設の整備の実施期間 4) 緑化施設の整備の資金計画 5) その他の図面等 | 事業者が市町村長の認定を受けることが前提、また、大規模な敷地面積の緑化に有効であるが、小規模敷地の緑化が進まない |
| 地区計画 (都市計画法) | <ul style="list-style-type: none"> ○地区整備計画においては、以下の内容を制限することができる（ここでは、市街化区域を対象とする）。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の緑化率の最低限度 ・現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境の保全 ・かき又はさくの構造の制限 など | 過度な緑化は期待できないものの、小規模な敷地においても緑化が進む |

③地域制緑地（育てる緑）の制度評価

前述の地域制緑地における緑の緑化度合を踏まえて、各種制度の緑化の有効性を評価すると、以下のとおりである。商業・業務などの大規模な敷地が集まるゾーンでは「緑化地域」、住宅など小規模な敷地が集まるゾーンにおいては「地区計画」の活用が有効といえる。

また、土地区画整理事業における保留地処分においては、緑化を前提として、購入する個人や開発事業者などと「緑地協定」を結ぶことが有効といえる。

表 2-7 【緑を育てる】地域制緑地における緑の保全順位

| 緑の緑化順位 | 制度名称 | 特徴 |
|--------|-----------------------------|---|
| 1 | 緑化地域 (都市緑地法) | ○大規模な敷地面積の緑化に有効であるが、小規模敷地の緑化は期待できない |
| 1 | 地区計画 (都市計画法) | ○過度な緑化は期待できないものの、小規模な敷地においても緑化が期待できる |
| 1 | 緑地協定 (都市緑地法) | ○土地所有者との合意が前提であり、複数の土地所有者との合意には難があるが、土地区画整理事業における保留地処分において、個人や開発事業者などとの一人協定においては有効である |
| 4 | 緑化施設整備計画 認定制度 (都市緑地法) | ○事業者が市町村長の認定を受けることが前提であり、大規模な敷地面積の緑化に有効であるが、小規模敷地の緑化が進まない |

5) 緑化のストラクチャープラン

施設緑地と地域制緑地の段階整備の考え方を踏まえ、緑化のストラクチャープランを示す。

【STEP1】 現存する重要な緑の保全

- ・貴重な生態系の生息地でもある現存する緑地について、在来種樹林は（仮称）普天間公園の整備により、斜面緑地は緑地保全地区等により保全する。

【STEP2】 大規模拠点とネットワーク化

- ・涵養水や歴史資源の集積地は、在来種樹林を取り囲むように（仮称）普天間公園の施設緑地として創出し、緑の大規模拠点とする。
- ・その他並松街道、中部縦貫道路など道路緑化や近隣街区の整備によって、拠点同士をつなぐネットワークとする。
- ・地下水脈上は公園や緑道、あるいは建物のセットバック部への緑化を組み合わせ、緑地帯として地下水の涵養を促進する。

【STEP3】 敷地内の緑化を誘導

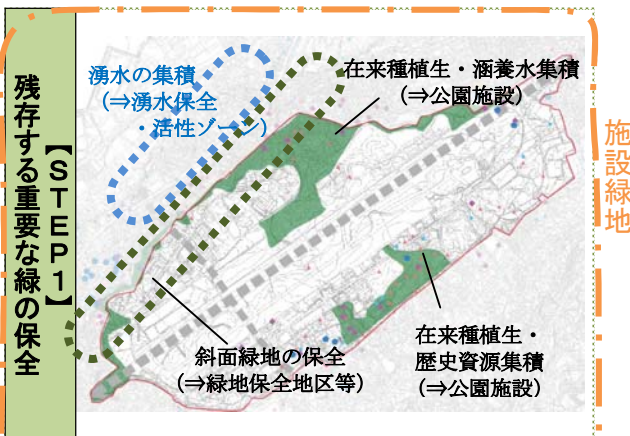
- ・振興拠点や都市拠点、中高層の集合住宅等の大規模敷地では20%以上、低層住宅地などの小規模敷地では10%以上の緑化を誘導する。
- ・北側の現存する樹林は、極力残すような宅地開発を誘導する。

| 緑地分類 | | 面積 (ha) | 割合 (%) |
|--------|---------------|---------|--------|
| 施設緑地 | (仮称) 普天間公園 | 100 | 20.8 |
| | 並松街道 | 1 | 0.2 |
| | 道路整備による緑地 | 6 | 1.2 |
| | 公園整備による緑地 | 6 | 1.2 |
| 地域制緑地 | 民有地の緑化誘導による緑地 | 23 | 4.8 |
| | 公有地の緑化誘導による緑地 | 11 | 2.3 |
| 緑地面積 計 | | 147 | 30.5 |

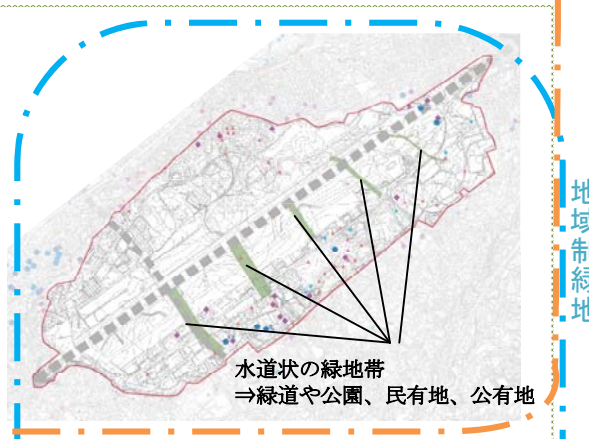
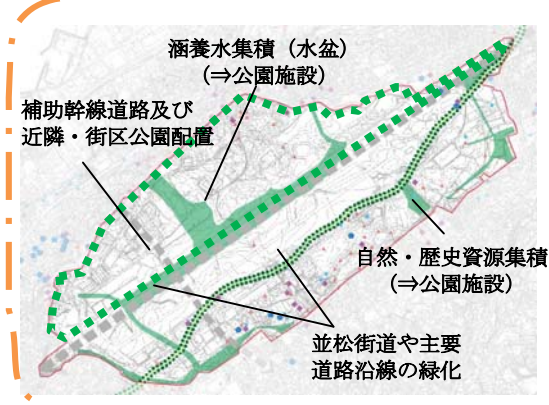
※地区総面積 481ha

基地全体の30%以上の緑地を確保

水脈上の緑地帯既存樹林を含む



大規模拠点とネットワーク化



敷地内の緑化を誘導



図 2-19 緑化のストラクチャープラン

6) ゾーンごとの緑化誘導手法

横断方向ごとの緑化誘導及び緑の形状を示す。



図 2-20 ゾーンごとの緑化誘導手法と緑の形状

7) 緑化形成プログラム

緑化形成プログラムの考え方を以下に示す。

表 2-8 緑化形成プログラム

| | 緑地再生 初動期 | 骨格緑地 形成期 | 骨格緑地 完成期 | 面的緑地 創出期 | 市内外緑地 再生波及期 |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|
| 道路 | | | | | |
| 中部縦貫道路の整備による南北広域緑地軸の形成 | | | | | |
| 宜野湾横断道路の整備による東西広域緑地軸の形成 | | | | | |
| 南北東西の幹線道路の整備による普天間飛行場跡地骨格緑地軸の形成 | | | | | |
| 南北東西の補助幹線道路の整備による近隣地区内骨格緑地軸の形成 | | | | | |
| 公園 | | | | | |
| 国営公園等の大規模公園の整備によるシンボル緑地の形成 | | | | | |
| 県営等による水脈上の緑地整備によるシンボル緑地の強化 | | | | | |
| 市営による近隣公園等による地区内緑地核の形成 | | | | | |
| 土地利用の規制・誘導 | | | | | |
| 緑地保全に関するゾーン設定と特例容積率適用地区制度の導入による緑地保全・整備と地権者の容積移転 | | | | | |
| 緑化地域制度の創設や総合設計制度の導入による跡地及び市内の大規模敷地における緑地の創出 | | | | | |
| 民間施設のモデルとなる公共サービス施設の整備による緑地の創出 | | | | | |
| 地区計画等緑化率条例制度の導入による跡地内宅地における緑地の創出 | | | | | |
| 保留地の開発業者との緑地協定制度の締結による緑地の創出 | | | | | |
| 他の跡地開発等へのモデル的な波及展開 | | | | | |

8) 都市施設を緑によりネットワーク化させたまちづくりコンセプトダイアグラム

緑の中のまちづくりを目指す上で、日常生活に身近な都市施設と緑の持つ機能との関係が重要であり、その関係を示すダイアグラムを以下に示す。

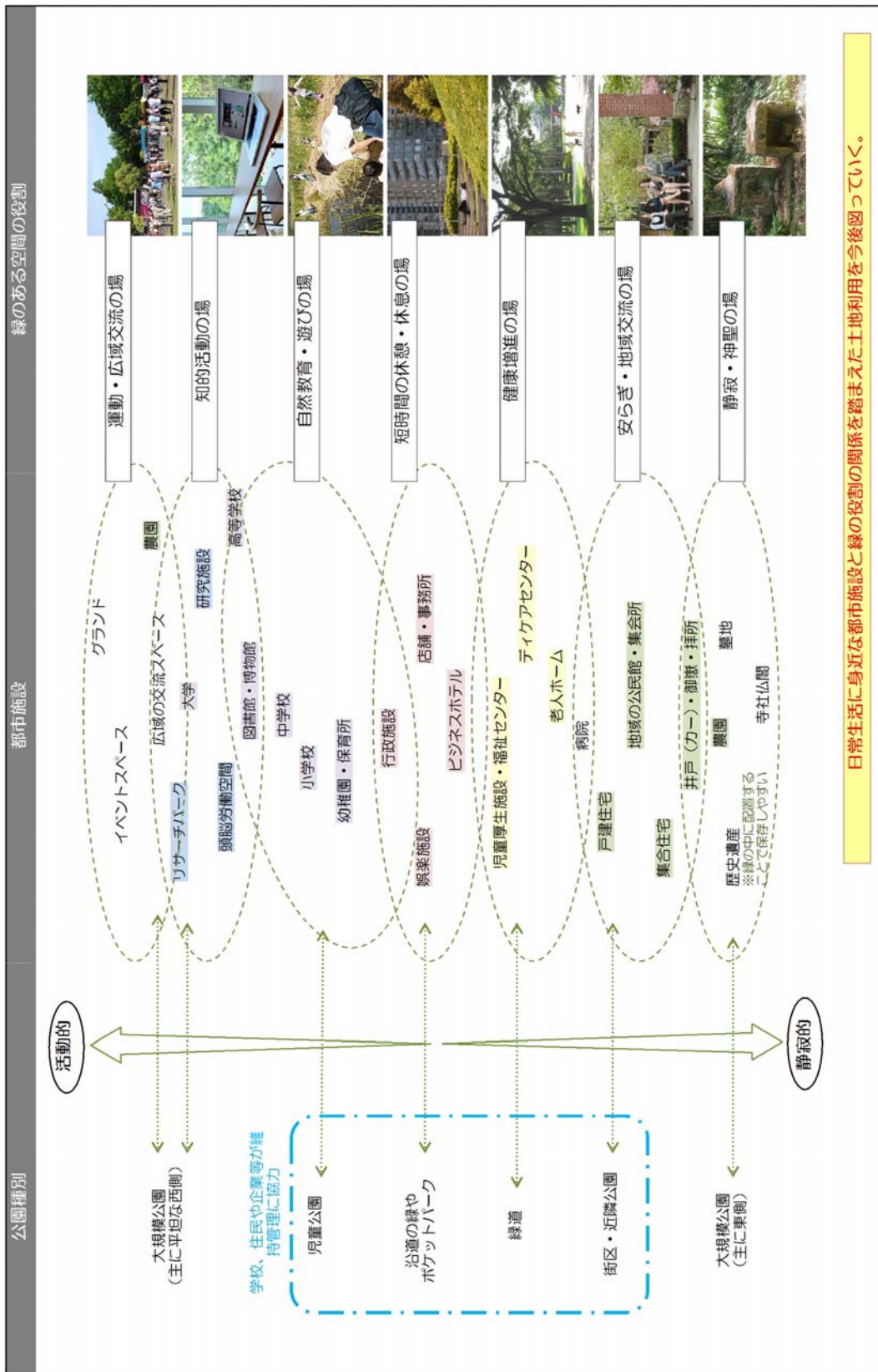


図 2-21 都市施設を緑によりネットワーク化させたまちづくりコンセプトダイアグラム

9) 緑の持つ機能と環境づくりの考え方の関係

緑の持つ機能（環境保全・防災・景観形成・交流機能）と環境づくりの考え方の関係を以下に示す。

| 緑の持つ機能 （※新編 緑の基本計画ハンドブック（社団法人 日本公園緑地協会）」の4つの観点をもとに作成） | | | |
|---|--|--|---|
| 環境保全機能 | 防災機能 | 景観形成機能 | 交流機能（レクリエーション並びに観光機能） |
| 人間と自然が共生する都市環境を確保 ・気温の緩和、大気汚染の浄化 ・省エネルギー化 ・生態系や水脈の保全 ・歴史遺産の保全 | 災害防止、避難地、救済活動拠点などにより、都市の安全性を確保 ・火災延焼の遅延や防止 ・災害時の避難場所及び避難ルート ・雨水涵養による洪水の抑制 | 多様性や四季の変化が心を育み、潤いある美しい景観を形成 ・地域特性を活かした景観形成 ・風格のある都市景観の形成 | 社会の多様性に対応したさまざまな余暇空間を確保 ・休養・休息の場 ・散策・自然学習の場 ・創造・生産活動の場 等 |

8) 跡地全体の風景づくりの考え方 参照

7) 日常生活に身近な都市施設と緑の役割の関係 参照

既存の大規模緑地の保存と新たな緑の創出、地下水脈上の緑化・普天間飛行場跡地全体の緑のネットワーク化により、環境価値が高く・防災安全性の高い都市を構築する。



緑による地下水脈や水盆の涵養

緑による歴史遺産の保全

緑の拠点をつなぐことで生態系と防災のネットワーク化

山側から海側へと貫かれる、地形によってつくられる風景の階層構造や資源や集積地を水みちや緑でつなぎ、普天間らしい風景を形成する。



<緑の屏風> <歴史のシンボル>
<都市のシンボル軸> <丘陵と谷地形>

<丘の景> <活動の景> <歴史と里の景>

並松街道
歩行者中心の空間とし、幅員構成は発掘調査等の結果を併せて、往時の姿とすることを基本とする。

日常生活に身近な都市施設と緑の持つ機能との関係を踏まえた土地利用を今後図ることで、人間生活の多様性に応える緑の中のまちづくりを目指す。



都市施設を緑によりネットワーク化させたまちづくりコンセプトダイアグラム

近年の公園管理に関する答申の多くに共通する事項は、「地域住民や企業などとの共同の仕組みづくりが不可欠である」と言われている。

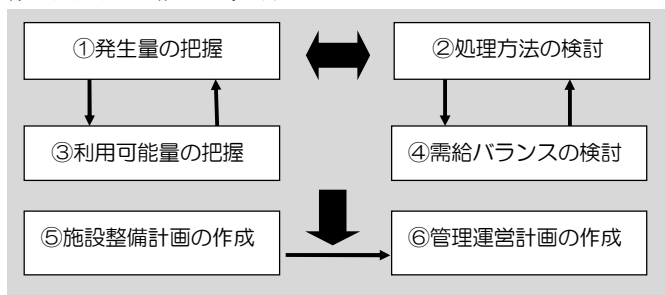
■都市公園等の管理・運営等に関する必要な措置としての具体的施策

「今後の下水道の整備と管理はいかにあるべきか、ならびに今後の都市公園等の整備と管理はいかにあるべきか」

(1995（平成7）年都市計画中央審議会答申）より

| | | |
|--|--|-------------------------|
| <p>①総合的かつ効率的な管理運営システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメントの活用 ・緑のリサイクルの推進等 | <p>②公園管理にかかわる人材の登録活用と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市施設と緑を近づけることで、市民や企業が管理に関わる意識の醸成 ・ボランティアサポート制度やアダプト制度の活用 | <p>③市民の参加による公園の育成管理</p> |
|--|--|-------------------------|

緑のリサイクル推進の考え方



| 植物発生材料の利用方法の例 | 発生材料の種類 | 利用方法 |
|---------------|-------------|---------|
| 原型利用 | 間・除伐材/剪定枝葉 | 燃料 |
| | 落葉 | マルチング材 |
| | 落葉 | 舗装材 |
| 物理的的加工利用 | 間・除伐材/落葉 | 工芸材料 |
| | 間・除伐材 | 燃料 |
| | 間・除伐材/剪定枝 | チップ化 |
| 化学的的加工利用 | 間・除伐材 | 造園資材 |
| | 間・除伐材/剪定枝葉 | 炭化 |
| 生物的加工利用 | もみがら/わら | 飼料 |
| | 落葉/刈り芝/剪定枝葉 | 堆肥化/葉土化 |
| | 植物性廃棄物 | 燃料 |

出典：公園管理ガイドブック／（財）公園緑地管理財団

図 2-22 緑の持つ機能と環境づくりの考え方の関係図

(3) 「宜野湾の歴史」が見えるまちづくり

本項では戦前の宜野湾の歴史を象徴する旧集落及び並松街道について、歴史や特徴等の概要、また再生に関連する資料や事例などを踏まえ（参考資料参照）、それらの整備の方向性やイメージを検討する。

1) 旧集落（宜野湾・神山・新城）

宜野湾、神山、新城の3つの旧集落における風景づくり、まちづくりの考え方を以下に示す。

- ・宜野湾、神山、新城旧集落は並松街道に接し、栄えた地域であった
- ・過年度検討結果において、自然要素・歴史文化要素を踏まえつつ、現代の生活や需要に合った住宅地開発が望ましいとされている



| | 旧宜野湾集落 | 旧神山集落 | 旧新城集落 |
|--|---|--|---|
| （上・昭和二十年 下・平成二十年） 航空写真と集落の重ね合わせ | | | |
| ※ 航空写真と集落の重ね合わせは、「ぎのわんの地名—内陸部編—/宜野湾市教育委員会」より | | | |
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・宜野湾馬場など交通・人の要所であった ・行政施設や商業など宜野湾村の中心地であった | <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な集落形態(抱護林・カー)が形成されていた ・比較的裕福な集落で屋敷が大きかった | <ul style="list-style-type: none"> ・海外移民が多い集落であった ・屋敷林が現在でも残存している |
| 付け位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・過年度検討結果においては並松街道などの歴史的要素を含む住宅地エリアと位置付けられる | <ul style="list-style-type: none"> ・豊富な緑が貴重な生物の生息地であり、ウタキ、洞穴などが密集する自然環境としても歴史・文化遺産としても重要な価値を有する | <ul style="list-style-type: none"> ・過年度検討結果においては都市・交通軸に位置する |

緑の広がる宜野湾の中心となる住宅地（生活の中心地）



天久クレセント（那覇市）

伝統的な旧集落の再生（歴史・文化のコアゾーン）



王国村/おきなわワールド（南城市）

鉄軌道と連携した街づくり（都市軸のゲート）



那覇新都心（那覇市）

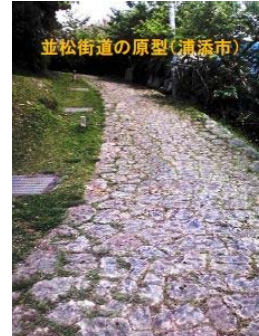
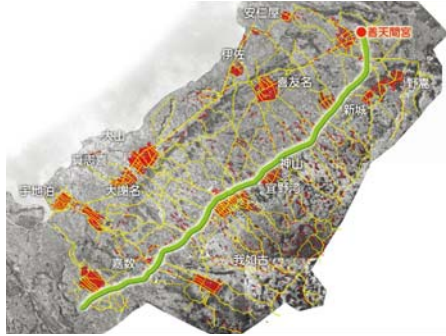
図 2-23 旧集落再生のイメージ

2) 並松街道

並松街道の再生の方向性、整備手法の例、及び整備イメージを示す。

再生の方向性

- ・ 歴史性や文化性を感じる地域のシンボル道路として整備
- ・ 基地跡地から普天満宮まで続く並松街道の再生が基本
- ・ 旧集落の再生や住宅地開発、普天満宮周辺まちづくりと連携した事業推進



整備手法の検討

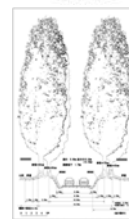
<費用創出>

- ・ 国・県の森林関連予算の活用
- ・ 市民まちづくり予算の活用
- ・ 松のオーナー制度



<整備過程>

- ・ 旧集落の郷友会やNPO等の団体による活動の主導
- ・ 復元図や模型の作成
- ・ 住民・ボランティアによる植樹活動・維持管理



再生イメージ

- ・ 地域振興の資源の一つとして地域の歴史文化軸を形成
- ・ 歩行者中心の道づくり
- ・ 沿道のにぎわいと維持管理を考慮した街道復元（官民連携スキーム等を活用）

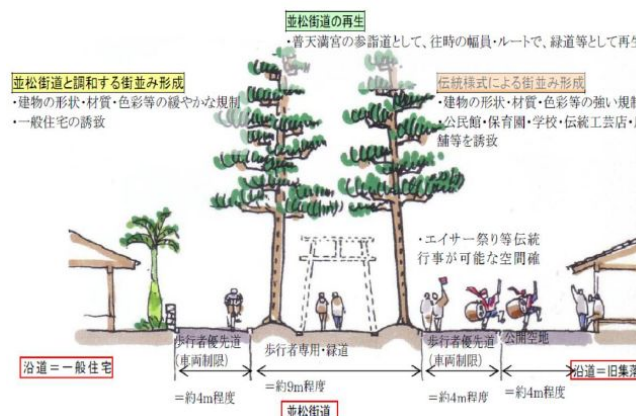


図 2-24 並松街道の整備イメージ

(4) 模型作成

本調査では環境づくりの具体化の一環として、視覚化資料である模型を作成した。平面資料では検討しづらい西側斜面緑地や基地東側の緑地の微地形など、あるいは基地全体の俯瞰を確認した。また地形の立体化と併せた現況の飛行場内の資源の分布等を表現することにより、有識者の更なる知見の引き出しや議論の活性化等を図った。

1) 模型作成の概要

模型は以下のとおり作成した。

●縮尺










1/2500

●使用した資料

- ・地形図：宜野湾市 1/2500 地形図
- ・在来植生の集積地：宜野湾市自然環境データベース 「宜野湾市現存植生図」
- ・洞穴：同上 「宜野湾市内洞穴分布図」
- ・湧水：同上 「市内の湧水分布」
- ・並松街道：ぎのわんの地名-内陸部編-付録地図「宜野湾全域図」
- ・拝所：普天間飛行場跡地利用計画方針策定調査報告書（広域緑地（普天間公園等）検討委員会編）「普天間飛行場内及び周辺の文化財分布図」
- ・遺跡：同上 ※石碑ないし印部土手石、古墓、石獅子、その他
- ・地下水脈：同上 「1) 自然環境 イ) 洞窟及び水系 ウ) 水盆 エ) 洞穴・湧水」
- ・水盆：同上
- ・基地周辺の公園緑地：「宜野湾市緑の基本計画」

●凡例

表 2-9 作成模型の凡例

| | | | |
|---|----|---|-------|
|  | 洞穴 |  | 並松街道 |
|  | 湧水 |  | 地下水脈 |
|  | 拝所 |  | 水盆区域 |
|  | 遺跡 |  | 在来植生群 |
| | |  | 公園区域 |

2) 模型写真

表 2-10 模型写真(1/3)

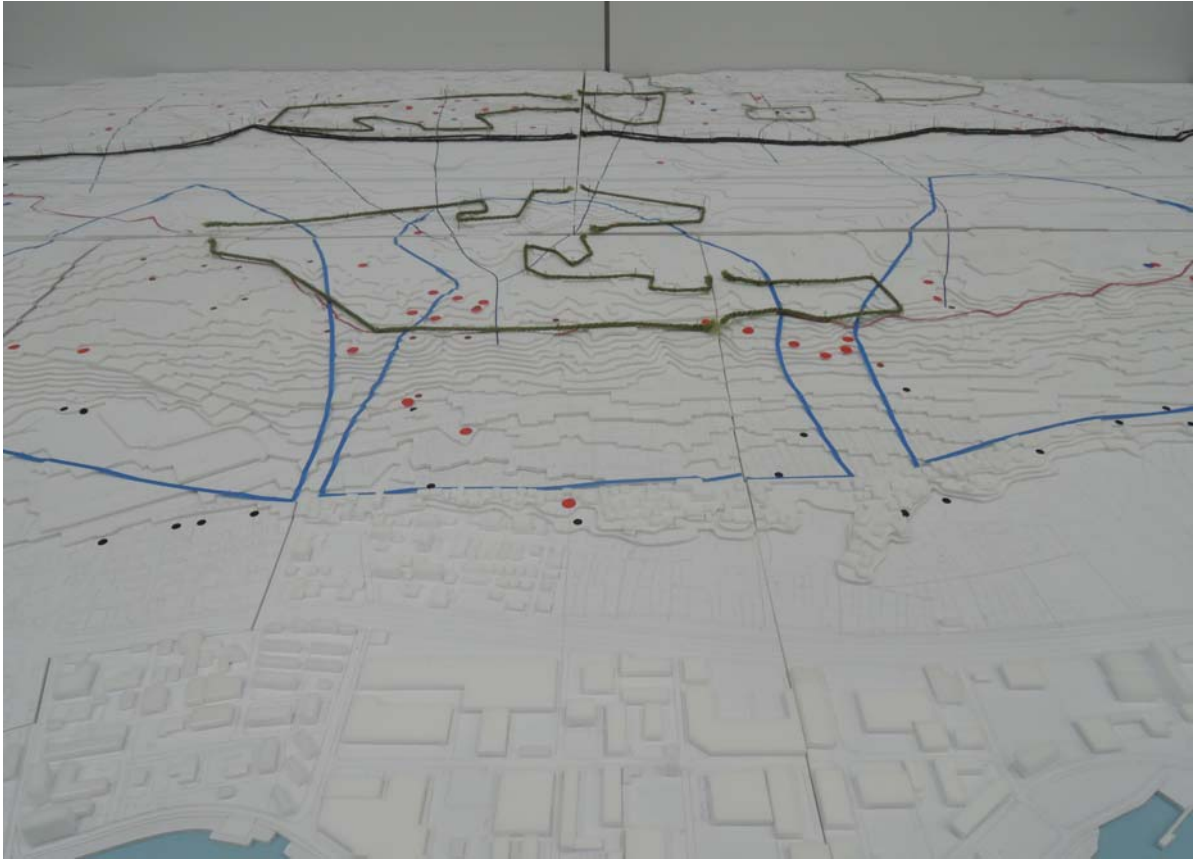
模型の全体 (写真の下・水色部分が西海岸)



並松街道と東西の在来植生群 (南西方面より)



表 2-11 模型写真(2/3)
西側からの俯瞰（西海岸方面より）



並松街道と西海岸（沖縄国際大学付近より）



2. 土地利用及び機能導入の方針

本項では、当地区における都市機能の導入を図るために、効果的な需要喚起に向けた情報発信方策の検討並びに、当地区へ今後誘導していくべき機能等の方向性について検討した。

(1) 機能導入に向けた情報発信

「全体計画の中間取りまとめ」において整理された「配置方針図」に示された土地利用や機能導入を具現化していくため、効果的と考える需要喚起に向けた情報発信の時期、内容、主体、手法等に関する方策を下記のとおり整理した。

1) 基本的な考え方

当地区における目指すべき機能導入を誘導していくゾーンとしては、「全体計画の中間取りまとめ」の配置方針図に示された「振興拠点ゾーン」及び「都市拠点ゾーン」が対象と考えられる。

これらのゾーンには、先行買収による事業者換地や共同利用街区を積極的に配置し、まとまりのある用地を創出していく必要があるほか、それら用地へ誘致する事業者等は県内需要には限界があることから、県外・国外までを視野に入れ、適切な情報発信並びに意向把握を実施することが必要と考えられる。

2) 情報発信・意向把握の進め方

当地区における事業実施及び機能導入を検討するにあたっては、県内に比類なき大規模なプロジェクトであることやその位置づけから、立地誘導すべき施設や機能等は、沖縄県全体の振興に資することを考慮する必要がある。

基地返還のスケジュール等については現時点で流動的な状況であり、実際の立地までの期間は長期化することも考えられることから、当面機能導入に関する情報発信並びに意向把握等を実施していくべき主体としては、総合不動産開発事業者、総合商社、メガバンク、観光・リゾート事業者、商業事業者等の長期的な視点での大型投資の検討が可能な主体を対象とすることが有効と考えられる。

以下に情報発信及び意向把握として想定される対象業種と意向調査等での把握が期待される情報を整理した。

表 2-12 当面情報発信を行うと対象として想定される業種と期待される情報

| 業種 | 期待される情報 |
|------------|---|
| 総合不動産開発事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模不動産開発への事業者としての参画可能性 ・ 想定される導入機能、グループネットワークを活かした施設、機能立地の可能性等 |
| 総合商社 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模機能、施設立地の可能性等 ・ 新たな産業創出の可能性 例) 住宅、ホテル、商業、病院、産業（IT 産業、医療・健康産業、環境エネルギー産業等） |
| メガバンク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内有力立地企業先情報、将来動向 例) IT 産業、医療・健康産業、環境エネルギー産業、教育機関等 ・ 国外有力デベロッパー情報 例) 中国、シンガポール企業等 |
| 観光・リゾート事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ リゾート、観光開発の可能性 ・ 西海岸リゾートコンベンションエリアとの連携 |
| 商業事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地ポテンシャル、進出条件等 |

3) ユーザーストックの形成

前述した情報発信、意向把握と併せ、そこで構築したネットワークを活用しながら、将来の事業参画が想定される企業等のストック化を図ることは極めて重要である。そこで、下記にユーザーストック形成に向けた取組みについて整理する。

返還後の速やかな投資やビルドアップを図るため、国内外の企業へのプロモーション等を行い、将来のエンドユーザーのストック化を推進する。なお、これらのストック形成については、返還までの時間軸を勘案し、適切な対象を抽出して実施することとし、下記を想定する

■ 第1段階（返還前5年程度～）：

- ・ 長期的視点を考慮するユーザーが対象。具体的には1次開発に関与する開発デベロッパー、商社、金融機関、エネルギー会社、システム開発・設備・プラントメーカー 等

■ 第2段階（返還前0～5年程度）：

- ・ 上記に短期的視点を考慮するユーザーを追加。具体的には2次開発に関与する住宅・商業・観光デベロッパー、立地を希望する国際貿易や医療産業等の企業 等

また、プロモーション活動を実施するにあたっては、県外・国外（東京・大阪等の大都市圏や海外主要都市等）への実施も予定する。そこで、具体的には下記の取組みを想定する。

- ・ 当面、普天間飛行場の開発に興味のある国内企業を集めた情報（返還に向けた状況報告とまちづくりの方向性）提供の場づくり

⇒次年度以降に県外フォーラムを予定。集まった企業等により「(仮)普天間飛行場開発に係る企業協議会」を設立

- ・ 今後、海外向け国際フォーラム等を企画

(2) 機能導入の方針

「全体計画の中間取りまとめ」において整理された「配置方針図」に示された土地利用計画の具現化を図るため、当地区において想定される機能誘導の方針を以下に整理した。

1) 広域構想における機能導入の考え方

機能導入の考え方については、「H22 年度中南部都市圏駐留軍用地跡地の広域構想策定調査報告書」及び「H23 年度中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」において以下のような整理が行われている。

① H22年度中南部都市圏駐留群用地跡地の広域構想策定調査報告書

中南部地域の基地跡地に「沖縄の産業振興に向けた戦略的な産業集積空間を提供」し、「駐留軍用地跡地利用の促進と熟成を先導する基幹プロジェクト」となる「産業振興地区」を導入する。

■産業振興地区の基本的な考え方

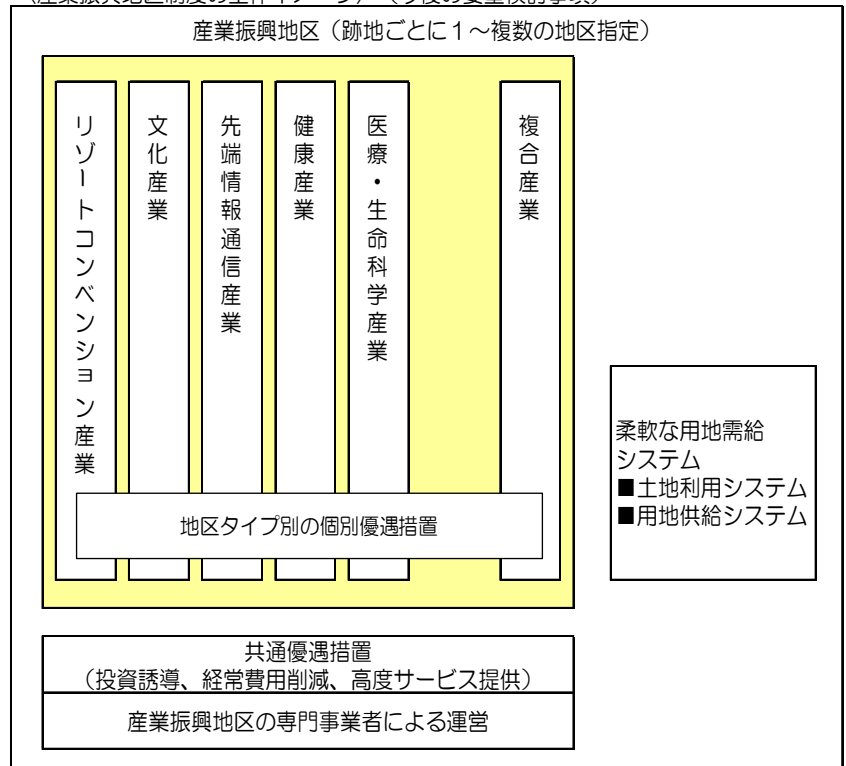
- 1) 戦略産業分野にターゲットを絞った「専門産業集積区」
- 2) 国際競争力の高い産業立地環境を提供する地区
- 3) 専門運営ノウハウの導入による高度な運営を展開する地区
- 4) 法律によって定められる制度
- 5) 公の事業（施設）として運営

■産業振興地区の備える産業導入方策（優遇措置）

国際競争力を持った優遇措置（支援メニュー）のイメージ：

- ・法人税や個人所得税の減免、投資や雇用等に対する助成措置、ワンストップサービス等の高質サービスの提供等を、全ての産業振興地区に共通の「共通優遇措置」として用意
- ・産業振興地区のタイプごとに、それぞれの業種特性に対応した「個別優遇措置」を用意

〈産業振興地区制度の全体イメージ〉（今後の要望検討事項）



② H23年度中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想

- ・ 中南部都市圏という広域的観点から駐留軍跡地の活用による圏域全体のビジョンを策定した。
 - ・ 跡地振興拠点の形成方針として、前年度調査の産業タイプを踏まえつつ、産業振興、機能展開の方針を検討した。
 - ・ また、各返還駐留軍用地跡地の整備基本方針を検討し、各地区における産業立地及び機能立地誘導の基本方針を策定した。
 - ・ なお、普天間飛行場については下記のとおりについて立地優位性が高いとされた。
- *リゾートコンベンション産業、医療・生命科学産業、環境・エネルギー産業、文化産業、スポーツツーリズム産業、国際協力・貢献機能、研究開発機能、広域防災機能を想定した。

2) 都市形成タイプの想定

当地区における機能導入に向けては、中南部地域における中心的な地勢にあることや480ha以上にも及ぶ広大な開発地のインパクト、広域交通ネットワークと公共交通による交通利便性の向上が期待されることから、温暖な気候、リゾート環境などの地域資源等を有効に活用しながら、周辺の開発や既成市街地の再整備等の取組みとも連携し、沖縄県及び中南部都市圏の振興、発展を先導するような中核都市拠点となすことが期待されている。

そこで、これらを具現化する都市形成タイプとして、業務拠点としての「ビジネスパーク」タイプと、環境や立地ポテンシャルを活用し、那覇中心市街地を補完する先進的な研究機能の集積による「サイエンスパーク」タイプの2パターンが想定される。

以下に各タイプの考え方及び先進事例等を整理した。

① ビジネスパーク

- ・沖縄県及び中南部都市圏の業務拠点として、公共交通や自然やリゾート等のロケーション、更には西海岸地域のMICEや東海岸地域の貿易拠点等のビジネス環境を活用し、那覇中心市街地と差別化した新たな業務拠点を形成する。
- ・具体的には、沖縄県の特徴（国際性、気候、長寿等）を活かし、国際貿易・物流、観光、医療等の業務オフィス（本社機能や支店機能）、研修所、データセンター等のバックオフィス、シティホテル等の宿泊施設、国際会議場等を想定する。

② サイエンスパーク

- ・那覇中心市街地との距離感や周辺の自然環境、まとまった広大な敷地等を活用し、緑豊かな学術研究拠点を形成する。
- ・具体的には、沖縄県の特徴（国際性、気候、長寿等）を活かし、ライフサイエンス分野の研究所、高度医療病院、理化学系や医療系の高等教育機関（国内外の大学、大学院、研究機関等）、産学官連携施設、インキュベーション施設等を想定する。

3) 導入が想定されるコア機能

前項にて整理を行った2つの都市形成パークの具現化に向けて、それらのパークの核として地域イメージを牽引し、関連機能の集積を促進していくようなコア機能の立地が必要となってくる。

そこで、当地区における立地ポテンシャルや周辺地域等での動向等を踏まえ、当地区への導入が有望と考えられるコア機能の考え方と当地区及び周辺地区へ誘導すべき機能イメージを以下に整理した。

① 健康・医療・福祉関連業務拠点機能

●立地ポテンシャル

- ・長寿県としてのブランドイメージに加え、島国特有のコンパクトかつ画一的なコミュニティは、制度の高い治験データ等が要請される医薬品や保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）等の開発にインセンティブがあると考慮される。
- ・周辺部の病院（海軍病院、総合医療病院等）や先進医療治療施設、沖縄科学技術大学院大学との連携可能性がある
- ・西海岸地域等、周辺観光エリアにおける医療ツーリズムとの連携が想定される。

↓

●普天間飛行場への立地が期待される施設等

- ・国内外の健康・医療・福祉関連企業の支店、営業所、研究所、データセンター、研修所等
- ・沖縄科学技術大学院大学他、国内外の学術研究機関、産学官連携センター（インキュベーション施設等）

○周辺地域への立地が期待される施設等

- ・MICE 施設（展示場・国際会議場等）、医療ツーリズム施設（健診施設等）
- ・生産施設（医薬品、保健機能食品の製造、医療・福祉機器の製造等）
- ・物流施設（オペレーションセンター、保税倉庫等）

② 国際貿易・物流関連業務拠点機能

●立地ポテンシャル

- ・地勢上、日本（本土）と中国（台湾）・韓国等の東アジア諸国の中心的位置にあるほか、フィリピン、ベトナム等、東南アジア新興諸国も射程内にある。
- ・那覇空港の拡張や東海岸地域（沖縄市）の国際物流拠点産業集積地域（旧特別自由貿易地域）により、国際物流環境が拡充される。
- ・空港拡充や西海岸道路、公共交通の整備によりビジネス環境の向上が期待される。
- ・西海岸地域にMICE 拠点（今後、更なる拡充も想定）の検討されている。



●普天間飛行場への立地が期待される施設等

- ・国内外の国際貿易・物流関連企業の本社、支店、営業所、データセンター、研修所等

○周辺地域への立地が想定される施設等

- ・MICE 施設（展示場・国際会議場等）
- ・物流施設（オペレーションセンター、保税倉庫等）、アッセンブル工場等

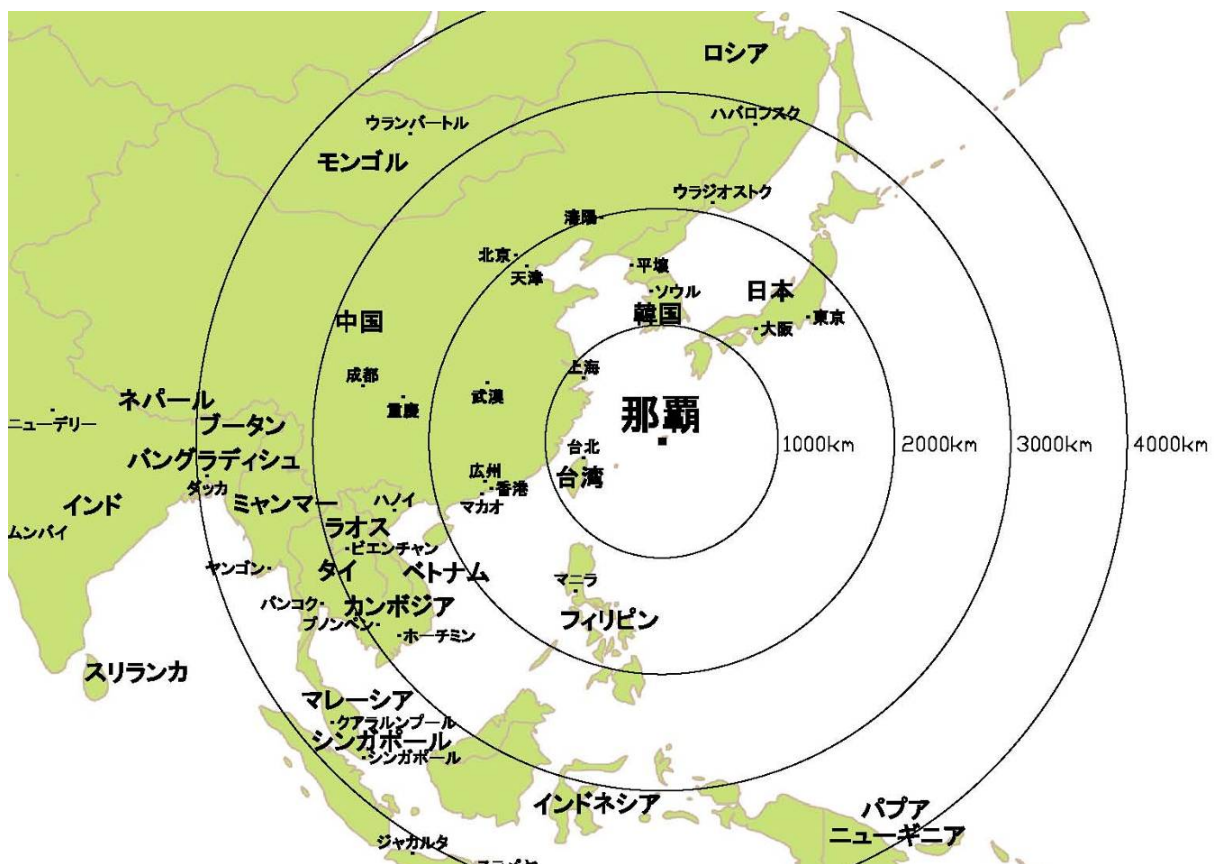


図 2-25 沖縄県の広域的位置

前頁にて整理を行った「国際貿易・物流関連業務拠点機能」、「健康・医療・福祉関連業務拠点機能」以外の機能として、当地区への導入が想定される機能を以下に整理した。

表 2-13 その他の想定される導入機能

| | |
|----------------|--|
| ①防災機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・中南部都市圏における防災拠点及び那覇のバックアップ機能 ・被災時に向けた備蓄、救援者受け入れ（災害派遣基地設営用地、ヘリポート等） ・自主水源、非常用エネルギーの確保 等 |
| ②自然・環境機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模公園（（仮称）普天間公園）等による自然環境の保全とアクティビティの強化 ・低炭素まちづくりに向けたスマートシティ、再生可能エネルギーの活用モデル 等 |
| ③交通ターミナル機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道駅を中心とした交通ターミナル施設（バスターミナル等） ・駅と西海岸地域の MICE、リゾート施設を結節するファイダー交通（BRT、LRT 等）ターミナル 等 |
| ④商業・アミューズメント機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅を中心として居住者、従業者や来街者向けの大型複合商業施設、ショッピングモール等複合商業施設（物販、飲食店、娯楽施設等） 等 |
| ⑤観光・ビジネスサポート機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・西海岸地域の観光・MICE 環境を補完する宿泊施設（シティホテル、ビジネスホテル、長期滞在型施設等） ・観光サポート施設（案内所、ビジターセンター等） ・ビジネスサポート施設（レンタルオフィス、会議施設、外国語サービス等） 等 |
| ⑥医療・福祉機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・中部二次医療圏を支える総合病院、クリニックモール等 ・保育所等、就業者向け子育て支援サービス施設 ・デイケアセンター、訪問看護ステーション等、老人福祉サービス施設 等 |
| ⑦居住機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・地権者コミュニティ、県内基礎需要向け低層住宅 ・県内基礎需要、駐在員向け都市型高層マンション ・リゾートマンション ・国内外の富裕層向け高級住宅 等 |

5) 土地利用への配置方針

ここまでに整理を行った機能導入項目について、「全体計画の中間取りまとめ」にて整理が行われている「配置方針図」で定められている土地利用ゾーニングとの関係性整理した。

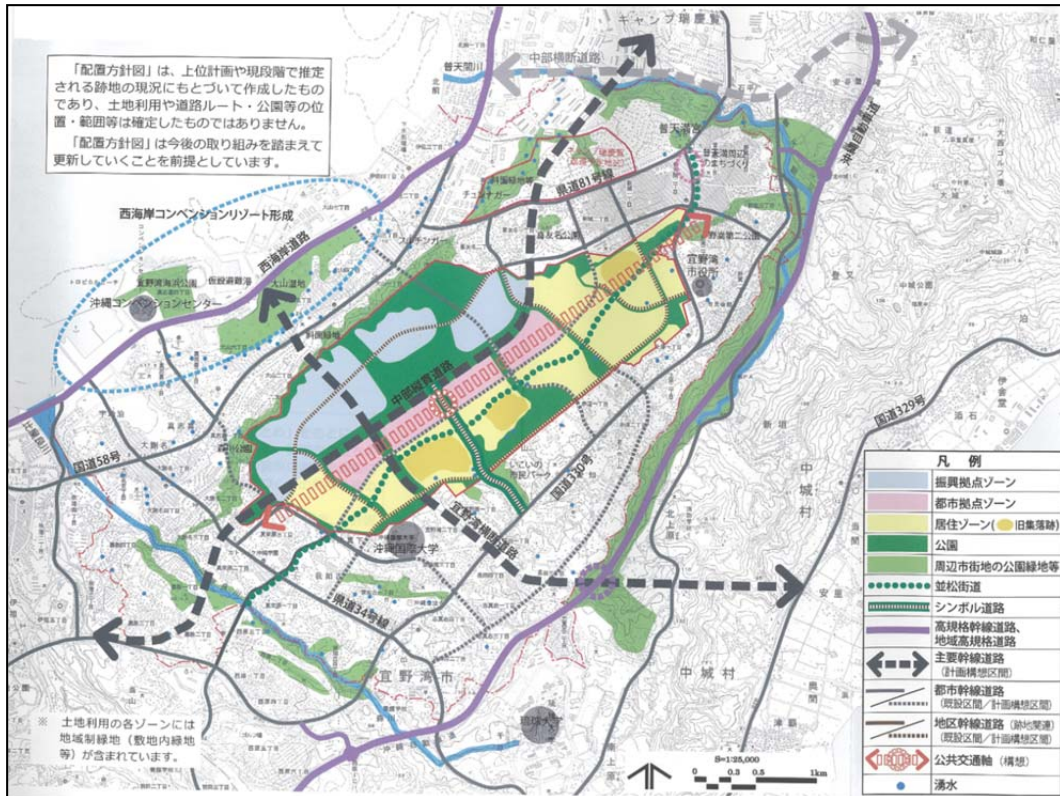


図 2-26 配置方針図

表 2-14 各ゾーンの配置方針と主な導入機能

| ゾーン | 配置方針 | 主な導入機能 |
|---------|--|---|
| 振興拠点ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 緑と一体となった機能の導入（緑が産業を生み出す） 緑に囲まれた良好な環境において、優秀な人材の集積を図り、最先端かつ守秘性のある産業や優れた人材の育成等を誘導 | <ul style="list-style-type: none"> 学術研究拠点 高度医療病院 高等教育機関 産学官連携施設 インキュベーション施設 その他 |
| 都市拠点ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 公共交通軸を活用し中南部都市圏の核となる業務機能を集積 西海岸地域の MICE や東海岸地域の貿易拠点等のビジネス環境とも連携しながら他都市と差別化した特徴的な都市機能を誘導 | <ul style="list-style-type: none"> 国際貿易、物流、観光、医療等オフィス（本社、支店） 研修所、データセンター 宿泊施設 国際会議場 その他 |
| 居住ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 那覇中心市街地との距離感や公共交通でのアクセス性、周辺の自然環境、新たな導入機能を活用した良好な住宅機能を誘導 | <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅 都市型高層マンション サービスアパートメント その他 |

6) 機能導入に向けたインセンティブの考え方

沖縄県内においては、県内振興の観点から3つの「経済特区」や2つの「地域制度」が設置され、国税・地方税等の優遇措置や各種助成措置、県等による試験機関等の設置が行われている。

今後当地区において国内外企業の誘致を戦略的に推進していくためには、これまでのインセンティブの適用に加え、以下に示すような新たなインセンティブを導入していくことが必要と考えられる。

① 国内企業向け、短期的課題解決に関するインセンティブメニュー（案）

- ・既存制度を活用した対象区域や対象業種等の拡大
- ・県レベルによる学術研究機関等、トリガーとなる施設の設置

■優遇措置等の具体的メニュー

- ・国際物流拠点産業集積地域に指定し、立地する国際貿易等企業の事業所に対し、税制優遇・助成措置・資金調達等を適用
- ・情報通信産業特別地区、金融特別地区に追加
- ・県内金融機関による新たな資金調達メニューの整備

■環境整備等の具体的メニュー

- ・外国人研究者、家族等の生活・就労環境の整備（居住・生活環境や教育環境の整備）
- ・沖縄科学技術大学院大学の研究範囲の拡大、一部機能の地区内移転
- ・県内の県立試験機関、産学官連携施設等の移設もしくは新設

② 海外企業向け、中長期的課題解決に関するインセンティブメニュー（案）

- ・国家戦略特区等による抜本的な規制緩和
- ・国レベルによる学術研究機関等、トリガーとなる施設の設置

■優遇措置等の具体的メニュー

- ・外国企業誘致のための税制優遇等

■規制緩和等の具体的メニュー

- ・外国企業誘致のための税制優遇等
- ・入管法、外為法等、外国人の入国や資本に対する規制・制限に対する規制緩和
- ・研究開発の推進に資する医事法（医療法、薬事法、医師法等）等に対する規制緩和

■環境整備等の具体的メニュー

- ・国の研究機関（長寿科学等）等の一部移設もしくは新設
- ・県外、外国等の高等教育機関（大学等）の誘致

3. 都市基盤整備の方針

本項では、当地区における大規模公園の都市基盤整備について今後の計画策定に向けた方向性の検討及び具体化を図った。

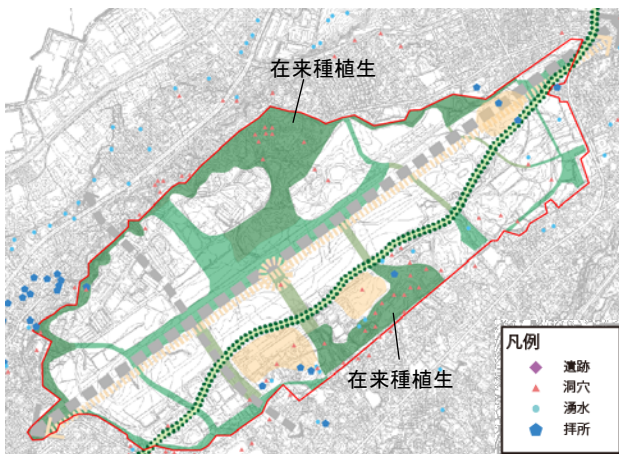
(1) (仮称) 普天間公園

広域計画に基づく緑地空間、及び沖縄振興の拠点となる大規模公園である(仮称)普天間公園について過年度検討結果を踏まえ、位置付けと方向性を示し、拠点施設等の検討を行った。

なお、過年度検討結果のポイントや拠点施設等の事例については、参考資料を参照のこと。

1) 機能方針

(仮称)普天間公園に求められる役割を果たし、かつ公園の想定される地区に集積する資源を活かす公園の機能方針とした。



他地区にはない重要な自然・歴史資源の集積

西側ゾーン

- ・重要な既存樹林(大径木の集積地・在来種常緑広葉樹の先駆陽樹林)
- ・貴重な生物の生息地(鳥類・陸産甲殻類)
- ・地下水脈の集約地(特に重要なマーカークアマ〜フルチンガー間の水脈)
- ・西側斜面緑地と隣接(既存樹林・生態系)

東側ゾーン

- ・重要な既存樹林(大径木の集積地・在来種御嶽等)
- ・貴重な生物の生息地(洞穴性動物・昆虫類・陸産甲殻類)
- ・遺跡・洞穴の集約地(特に重要なマーカークアマ〜フルチンガー間の水脈)
- ・旧集落・並松街道跡と接する(宜野湾の庶民の生活・文化の歴史)

機能方針案 (H23 普天間飛行場跡地利用方針策定調査報告書より)

| | |
|---|---|
| 自然環境の保全・再生 ・洞穴探検路 ・並松街道の再生 ・生物多様性緑地の再生 ・世界植物園 等 | 国際交流の拠点の形成 (21世紀の万国津梁) ・多目的コンベンション、国際交流施設 ・スポーツコンベンション 等 |
| 自然環境と人間の共生 ・多目的広場 ・自然エネルギーの活用 ・フィールドミュージアム ・地球環境学習施設 等 | 周辺土地利用との連携 (地域振興に資する) ・多目的広場 ・散策路、緑道空間 ・医療・医薬・福祉 等 |
| 文化財の保全・活用 ・伝統的村落景観と宿道の再生・活用 ・歴史文化資料館 等 | 平和希求 ・多目的コンベンション、国際交流施設 ・平和のシンボル、記念館、学習機能 等 |
| 広域防災拠点 ・ヘリポート、広域避難地 ・防災拠点施設 等 | |

7つの機能方針及びその機能例が提示
自然系、**歴史系**、**交流・平和希求**・**防災系**

機能方針

西側ゾーンの機能方針

<自然+交流・平和希求・防災>

- ① 樹林や洞穴等の豊かな自然を活かす公園
- ② 平坦な地形と眺望を活かす平和希求と交流、防災拠点のオープンスペース

東側ゾーンの機能方針

<自然+歴史>

- ① 樹林と歴史遺産が一体となった公園
- ② この地の自然と生活の関わり=庶民の歴史を象徴する空間整備(並松街道や旧集落、御嶽等を活かす空間整備)

水と緑のネットワークの拠点となる 100ha の公園緑地

図 2-27 (仮称) 普天間公園の機能方針

2) 拠点施設の検討

①拠点施設の検討（自然系）

自然特性からみた（仮称）普天間公園の役割と海洋博公園との位置付けを踏まえて、自然系拠点施設（案）を示す。



| 特性 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○地下水脈の集積地であり、戦前からの樹林が残る ○樹林や洞穴が集積し、また多様な生態系の生息地 ○旧神山集落周辺に抱護林が現存 ○並松街道と接する |

| （仮称）普天間公園の役割 |
|---|
| <p>普天間飛行場に今も残る豊かな水、緑、生態系を保全し、次世代へと継承する役割</p> <p>かつての宜野湾の風土・習慣のように、人間の活動と密着した自然環境が新たな価値として発信する役割</p> |

【（仮称）普天間公園の方向性】

- 沖縄特有の生活と密着した自然を継承

⇒自然史博物館

⇔身近な自然の歴史に触れる場の提供／自然史の教育

- 研究施設等の先端産業と連携した新たな環境共生の場

⇒実験農場・研究施設・フィールドミュージアム

⇔水と緑を活かした熱帯・亜熱帯地域ならではの先端産業と連携した研究施設

■海洋博公園の位置付け

「太陽と花と海」をテーマに自然豊かな沖縄の海の生態系を主体とした展示
(沖縄国際海洋博覧会跡地)



歴史・文化のエリア
おきなわ郷土村：琉球列島古来の民家群及び民家庭園を再現



海のエリア

沖縄美ら海水族館：大型のサメ・エイ類を飼育している世界最大級的水族館

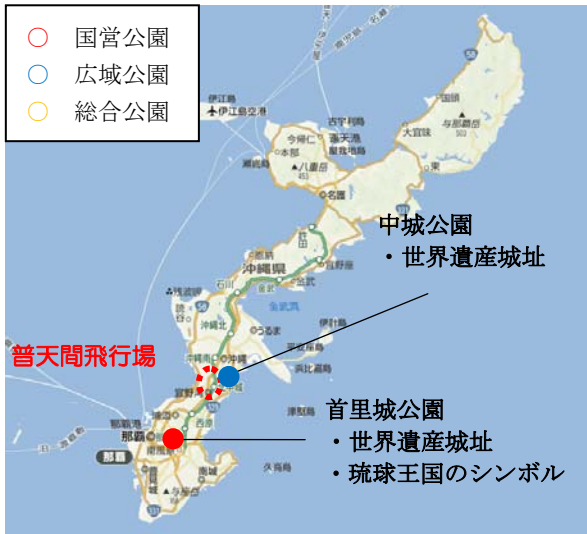


花・緑のエリア
熱帯・亜熱帯都市緑化植物園：熱帯・亜熱帯植物を集めた「見本市」

図 2-28 （仮称）普天間公園の役割と方向性（自然系）

②拠点施設の検討（歴史系）

歴史特性からみた（仮称）普天間公園の役割と首里城公園との位置付けを踏まえて、歴史系拠点施設（案）を示す。



| 特性 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○遺跡・拝所などの歴史遺産が数多く残る ○伝統的な集落の面影を残す抱護林が現存 ○普天満宮参道であった並松街道の再生 |
| <p style="text-align: center;">▼</p> |
| （仮称）普天間公園の役割 |
| <p>かつての生活文化を想起させる、人間の活動と密着し、かつ新たな価値を持つ役割</p> |

【（仮称）普天間公園の方向性】

●かつての宜野湾のアイデンティティを表す庶民の生活文化の舞台であるとともに、普天間飛行場としての歴史、跡地としての新たな営みの歴史が積層する場

⇒生活文化の歴史・遺跡公園

- ⇔近代的生活に合わせた歴史資源の再生
- ⇔周辺へのまちづくりへの波及
- ⇔地区全体を活用したフィールドミュージアム的活用
- ⇔庶民の生活・文化への価値付け

■首里城公園の位置付け

沖縄県民の心の拠り所としての琉球王国の歴史の象徴、文化的遺産・伝統的技術の継承



正殿
琉球王国最大の木造建造物で琉球王朝の象徴



園比屋武御嶽石門
国王が外出するときに安全祈願をした礼拝所で、神への「礼拝の門」ともいべき場所

図 2-29 （仮称）普天間公園の役割と方向性（歴史系）

③拠点施設の検討（交流・平和希求・防災系）

平和希求・交流・防災の観点からみた（仮称）普天間公園の役割と位置付けを踏まえて、平和希求・交流・防災系拠点施設（案）を示す。



| 特性 |
|--------------------------------|
| ○水盆上の平地にあるため、大規模な土地利用が可能 |
| ○西側から東シナ海が望める開放的な眺望 |
| ○平坦で飛行場時代を将来想起しやすい |
| ○水盆上の平地にあるため、大規模なオープンスペースを確保可能 |

（仮称）普天間公園の役割

平坦な地形と眺望を活かす平和・交流、防災拠点のオープンスペース

【（仮称）普天間公園の方向性】

- 最大規模の基地跡地として平和・交流の場として、世界へ向けて発信し、広域防災拠点や研究施設等の先端産業など中南部都市圏における都市機能のコア
 ⇒**平和・交流、防災拠点のオープンスペース**
 ⇔基地跡地としての歴史・記憶を継承する空間づくり
 ⇔戦災・基地関連だけでなく、差別撲滅や国際交流といった広い意味での平和・交流と世界へ向けた情報発信の場

■平和祈念公園の位置付け

戦没者の鎮魂と世界の恒久平和を祈念し、平和の情報発信の場

平和祈念資料館
悲惨な沖縄戦の実相及び教訓を後世に正しく継承するとともに、平和創造のための学習、研究及び教育の拠点施設として活用

霊域参道
参道沿いに32府県の慰霊碑があり、毎年慰霊団が訪れている

図 2-30 （仮称）普天間公園の役割と方向性（交流・平和希求・防災系）

3) (仮称) 普天間公園からの展開イメージ

中世以前から戦後闘争までの歴史や自然、そして次の沖縄の姿を想起させる高価値の場所

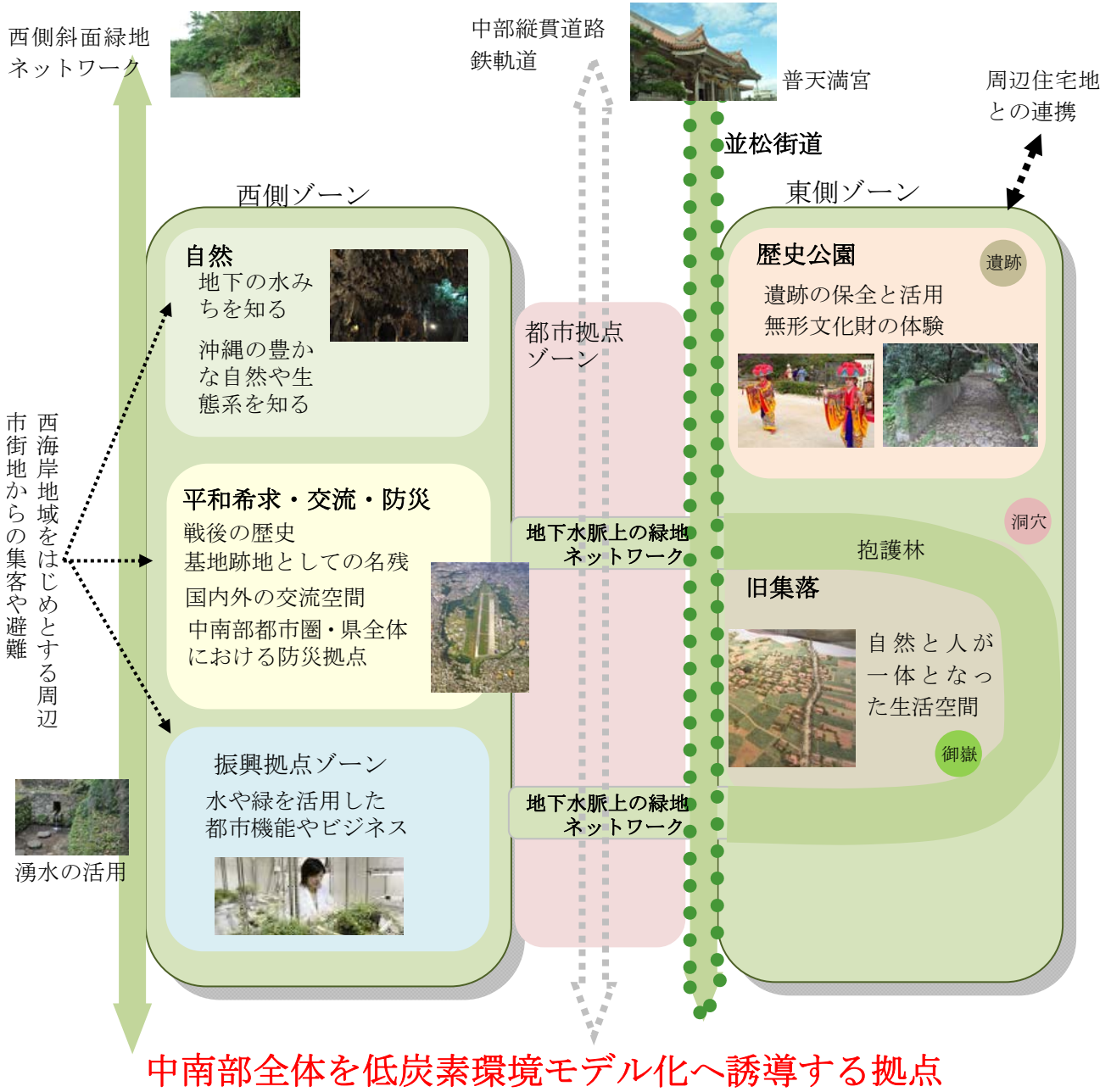


図 2-31 (仮称) 普天間公園からの展開イメージ

4) (仮称) 普天間公園 (西側ゾーン) の計画イメージ

残存する重要な緑 (在来種植生・涵養水集積) の保全と平和希求・交流、防災機能の導入、振興拠点ゾーンとの融合のイメージを示す。

表 2-15 (仮称) 普天間公園 (西側ゾーン) の構成イメージ

| | |
|--|--|
| <p><基本事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地下水脈保全や地形、生態系を活かすように、①樹林や洞穴を活用した豊かな自然を感じる空間、②公園と融合した振興拠点ゾーンの形成を図る。 ●公園施設や振興拠点ゾーンに誘致される施設を緩やかに結びつける | |
| <p>樹林・広場等の構成イメージ (案)</p> | |
| <p>◆樹林・広場等の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ー在来植生集積地と水盆上から構成する。 ーこれらを主体とし、その中に、大中小の多様な利用目的をもった広場や施設を配置する。 ー小山上の微地形と既存樹林地は、公園内の樹林として保全・活用する。 ー振興拠点ゾーンは、緑と一体となった機能の導入を図る。 | |
| <p>空間イメージ (案)</p> | |
| | |

表 2-16 (仮称) 普天間公園 (西側ゾーン) のゾーニングイメージ

| 動線の構成イメージ (案) | |
|--|--|
| <p>◆動線の構成</p> <p>—水脈上緑地からの外部主要動線の交わる付近を中心として、大小の多様な施設空間を放射状かつ円心的に結び付ける動線とする。</p> | |
| ゾーニングイメージ (案) | |
| | <p>斜面緑地： 緑地保全地区等により保全</p> <p>公園： 在来種植生・涵養水集積を保全</p> <p>振興拠点ゾーン：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園と先端産業等の施設が緩やかに融合 ・公園と一体的な緑化を誘導 ・平坦な地形を活用した防災拠点等の導入 <p>公園：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・涵養水集積（水盆）を保全 |

5) (仮称) 普天間公園の位置づけ

過年度示された(仮称) 普天間公園等の整備コンセプト(案)を踏まえ、(仮称) 普天間公園の役割と整備の方向性を検討した。

| 普天間飛行場の歴史 | |
|-----------|--|
| 過去 | <ul style="list-style-type: none"> かつての集落においては、信仰の場や防風の役割を果たした御嶽・抱護林などの豊かな緑、カー(泉)のように生活と密着し、また生態系を形成する地下水脈といった豊かな自然と共生していた。 沖縄戦により県民を含め20万人余の多くの命と、沖縄の貴重な文化遺産等を失った。 米軍による基地建設以来、土地接収に対する闘争やジェット戦闘機の墜落、米兵による暴行・殺害事件等の県民への被害が生じた。 |
| 現在 | <ul style="list-style-type: none"> 日本復帰以降、米軍基地の返還が沖縄県では約16%にとどまり(本土で約60%)、現在でも米軍専用施設の約74%が沖縄に集中している。 良好な地理的位置にある広大な駐留軍用地は、沖縄県の都市形成、交通インフラ、産業基盤の整備等の支障となっており、特に普天間飛行場は沖縄県・宜野湾市街の中心にあるため地域振興発展の障壁となっている。 |

周辺大規模公園との関係と(仮称) 普天間公園に求められる役割

- 過年度成果においても普天間飛行場は、新たな沖縄の振興拠点と位置付けられており、基地跡地利用の象徴として最も要衝の地である。
- 沖縄振興は、日本、中国、東南アジアの懸け橋として繁栄した琉球王朝時代にならって、「万国津梁」の精神のもと、平和交流によって我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与することにある。
- さらに、現在でも飛行場内に残る豊かな緑地や地下水脈、歴史文化的な遺跡などは、宜野湾・沖縄固有の自然環境や集落の暮らしを後世に伝える貴重な資源である。

基地跡地として世界に向けた平和の発信と沖縄固有の豊かな自然と優れた歴史文化資源の拠点となり、県内の国営公園である首里城公園地区・海洋博公園地区、大規模公園である平和祈念公園等と連携することで**沖縄全体の発展と価値向上に寄与する「万国津梁」の再興のシンボル**となる。



広大な土地を有し、シンボルとしての基地返還という国家的事業に際し、平和希求や基地の存在による被害の実情と教訓を後世に伝承する拠点

- コミュニティーの構築につながる空間・施設(地域と世界をつなぐ施設等)
- 伝承のための展示施設(基地の施設などを活用した、伝承のための展示施設等)
- 基地存在の象徴となる形跡の活用(基地の管制塔やフェンスの名残等)

都市化の過程で失われつつある貴重な自然や遺跡を保全・再生し、中南部地域のアイデンティティを示す沖縄全体へ向けた地域発展の拠点

- 基地建設前から存在した旧来の沖縄の集落文化を象徴する資源(洞穴や御嶽、抱護林等)
- かつての宜野湾の姿を想起させ、地域発展の中心となる場(並松街道や旧集落等)

参考) 大規模公園と国営公園の設置方針

| 大規模公園 | | 国営公園 |
|--|--|---|
| <p>広域公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする 1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置 | <p>レクリエーション都市公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とする 自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域 全体規模1000haを標準として配置 | <p>(都市公園法第2条第1項第2号)</p> <p>イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(口に該当するものを除く)(⇒イ号国営公園)</p> <p>ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地(⇒ロ号国営公園)</p> |

参考) 国営公園の果たす役割

国土交通省都市局公園緑地・景観課の「公園とみどり」のホームページを踏まえて、国営公園の果たす役割について、整理すると以下のとおりである。

| | |
|--|--|
| <p>①豊かさへの取組</p> <p>広域化、多様化するレクリエーション需要に応える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世代を問わず、誰にでも魅力的な空間を提供する ○様々な利用者のニーズに応えている ○広い範囲から利用者が訪れる <p>②環境の保全と創出</p> <p>都市圏の“緑の核”を守り、大切に育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模な緑は生活に潤いと安心を与える ○国営公園の管理運営には市民も参加している ○地球環境を視野に入れて総合的に活動している ○生きものと共生できる環境づくりを行っている ○環境学習の場を提供している <p>③歴史・文化の保全と継承</p> <p>我が国の歴史的風土や文化財を保存・活用して未来に伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的文化財の復元に取り組んでいる ○歴史的風土・景観を守っている ○地域文化の継承に努めている | <p>④地域づくりへの貢献</p> <p>活気に満ちた地域づくりと新しい発展の拠点となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新しい交通網と一体になった整備が進められている ○まちに活気を呼ぶイベント、一方で防災拠点の機能も果す ○地域振興の中核となっている <p>⑤先導的な事業開発</p> <p>時代の要請に応じて新しい試みに取組んでいる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑を保全・復元・育成している ○誰もが利用しやすい公園づくり ○リサイクルが基本 <p>⑥効率的な事業展開</p> <p>効率的な公園づくりを進めている</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コスト削減 ○アカウントビリティの推進 ○事業評価 |
|--|--|

●広域防災拠点としての要件

都市公園法における広域的な災害救援活動の拠点として国が設置する都市公園

- ・国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準（都市公園法施行令第3条）を踏まえて、「災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園」について、基準内容は以下のとおりである。

表 2-17 「災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園」の基準

| | |
|-----------|--|
| 配置 | ・大規模な災害により重大な損害を生ずるおそれがある都道府県の区域ごとに一箇所 |
| 規模 | ・災害時において物資の調達、配分及び輸送その他の広域的な災害救援活動を行うのに必要な規模以上 |
| 位置及び区域の選定 | ・災害時における物資の調達及び輸送の利便性を勘案して、広域的な災害救援活動の拠点としての機能を効率的に発揮する上で適切な区域 |
| 公園施設の整備 | ・広域的な災害救援活動の拠点としての機能を適切に発揮するため、広場、備蓄倉庫その他必要な公園施設を、大規模な地震に対する耐震性を有するものとして整備 |

表 2-18 その他の防災公園・拠点に関する定義

| | |
|--|---|
| 防災公園計画・設計ガイドライン(平成11年8月/建設省都市局公園緑地課・建設省土木研究所環境部監修) | ・主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園 ・面積おおむね50ha以上 ・都市の規模、または交通・物流の観点から妥当と考えられる対象圏域あたり1カ所 |
| 広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書(平成15年3月/総務省消防庁) | ・広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数カ所設置されるものである |

その他の文献から広域防災拠点の定義を見ると、以下のとおりである。

●広域防災拠点の果たすべき機能

広域防災拠点の果たすべき機能について、「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書（平成15年3月）総務省消防庁」をもとに、災害時と平常時において整理すると、以下のとおりである。

| | |
|---|---|
| <p>○災害時の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部またはその補完機能 ・広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能 ・災害医療活動の支援機能 ・備蓄物資の効果的供給機能 ・救援物資の中継・分配機能 ・海外からの救助活動要員の受け入れ機能 ・海外からの救援物資の受け入れ機能 | <p>○平常時の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域支援部隊等の研修・訓練機能 ・防災に関する市民等への教育・育成機能 ・防災研究開発機能 |
|---|---|

●阪神・淡路大震災時における防災拠点の活用事例

阪神・淡路大震災時において、神戸市内で広域的な防災拠点として利用された、「しあわせの村（その内のしあわせの森）」「神戸総合運動公園」について、震災時の利用概要を整理すると以下のとおりとなっている。

表 2-19 阪神・淡路大震災時における防災拠点の活用事例

| 名称 | しあわせの村 | 神戸総合運動公園 |
|--------------|---|--|
| 公園種別 | 広域公園※ | 運動公園 |
| 全体面積 | 158.9ha | 55.8ha |
| 具体的な 利用内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防隊の宿泊 ・自衛隊の駐屯 ・緊急ヘリポート ・緊急物資の供給基地 ・ボランティア等の応援部隊の宿泊地 ・他都市からの応援職員の宿泊地 ・瓦礫撤去部隊の宿泊地 | <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の駐屯 ・緊急ヘリポート ・緊急物資の供給基地 ・緊急車両の駐車場 ・他都市からの警察の待機所 ・ガス復旧部隊宿泊地 ・復旧のための車両、資材等の置き場 |

※都市公園は「しあわせの村」内の「しあわせの森(127.1ha)」の区域である。

(出典:防災公園 計画・設計ガイドライン 1999(平成11)年8月30日 監修(建設省都市局公園緑地課、土木研究所環境部))

4. 周辺市街地整備との連携方針

本項では基地内外に跨る課題の解決に向けて、周辺市街地の整備と連携した市街地再編のための取組み方針等について検討を実施した。

(1) 公園・緑地等の配置

周辺市街地における公園・緑地等の配置を踏まえ、これらと連携する公園・緑地としての跡地利用の考え方を整理する。

1) 普天間飛行場周辺の都市公園の分布

普天間飛行場周辺には以下に示すとおり都市公園が分布し、各々が隣接施設との関係等から多様な特徴を有している。跡地利用における公園・緑地の配置についても、これら周辺の公園・緑地等の立地や特徴などを考慮し、それぞれが連携した整備を行うことが望ましい。

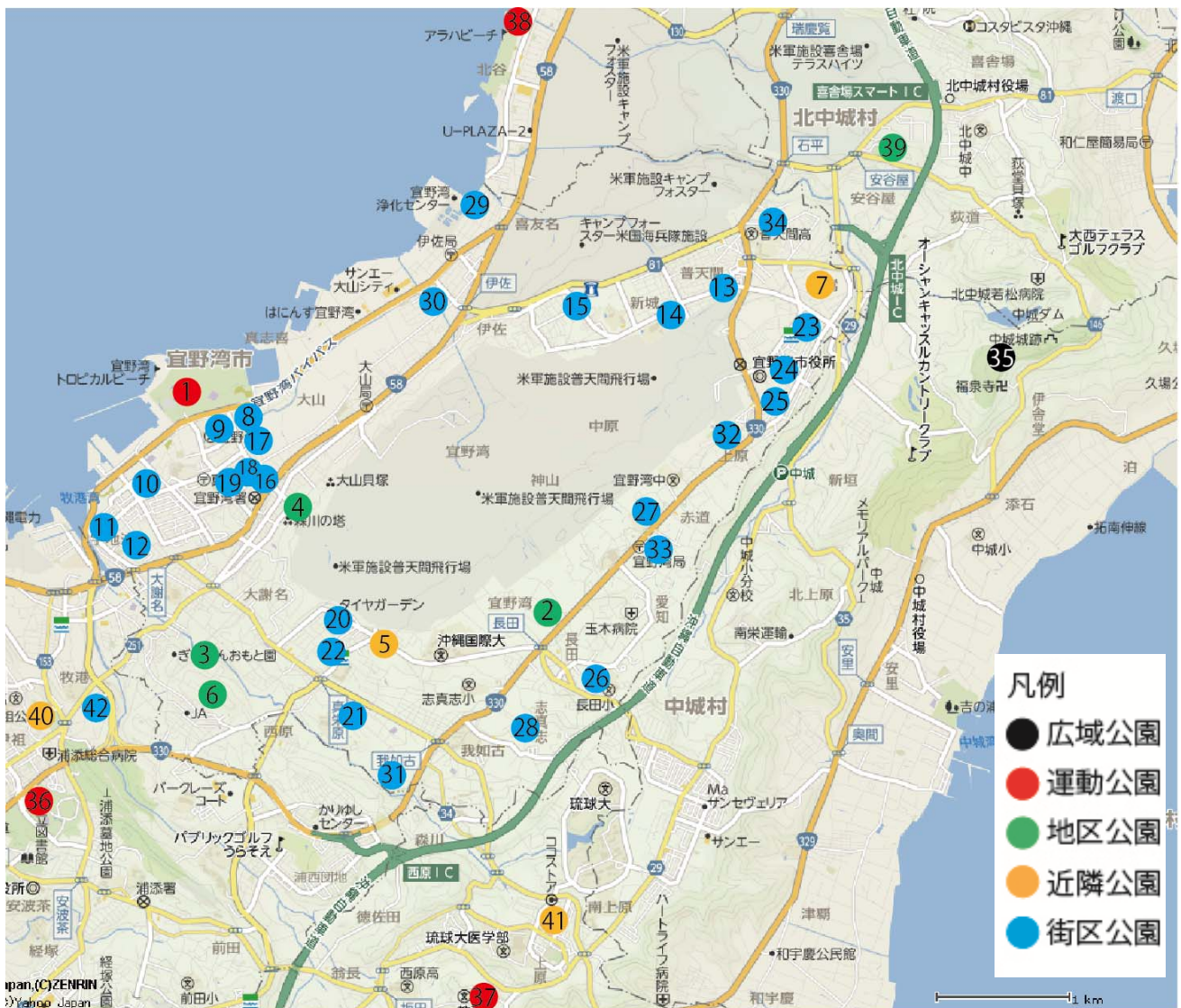


図 2-32 普天間飛行場（宜野湾市）周辺の都市公園の分布図

※次頁に一覧表を記載

表 2-20 普天間飛行場（宜野湾市）の都市公園

| 公園名 | 所在 | 種別 | 特徴 |
|------------|--------|----|--|
| ①宜野湾海浜公園 | 真志喜 | 運動 | 県レベルの催事が行われる公園であり、 コンベンションセンターとの連動 も多い。 |
| ②いこいの市民パーク | 宜野湾 | 地区 | 見晴らしの良い広大な公園。 |
| ③比屋良川公園 | 嘉数 | 地区 | 比屋良川のほとりにあり、 比屋良川の自然を活かし体験 できる公園。 |
| ④森川公園 | 真志喜1丁目 | 地区 | 真志喜区の東の小高い丘に位置し、 斜面を上手く利用 して造られた公園。 |
| ⑤佐真下公園 | 佐真下 | 近隣 | 小高い丘の自然林 をうまく造成して設置された公園。 |
| ⑥嘉数高台公園 | 嘉数1丁目 | 近隣 | 小高い自然林 を利用して造成された公園。市の中でも高い場所にあり、 普天間飛行場を一望 できる。 |
| ⑦のだけ公園 | 野嵩3丁目 | 近隣 | 中城村に隣接しているこの公園は 北側に樹林地 があり、多くの 緑陰 を提供している。 |
| ⑧シーサー児童公園 | 大山 | 街区 | 沖縄のシンボルの一つであるシーサーを型どった大きなすべり台が目立つ。 |
| ⑨あだん児童公園 | 大山 | 街区 | 沖縄の海岸で防風林として利用されている、あだの根幹をイメージしたトンネル等あり |
| ⑩かたばる児童公園 | 宇地泊 | 街区 | 芝生広場や遊具がある。 |
| ⑪ゆうひ児童公園 | 宇地泊 | 街区 | 西海岸に沿って造られた海辺の公園 。 |
| ⑫ガジュマル児童公園 | 宇地泊 | 街区 | 自生するガジュマル をメインに たくさんの樹 が植えられている。 |
| ⑬ながつき児童公園 | 新城1丁目 | 街区 | 敷地全体をマルバダイゴ の高木が囲み、開花時期には 真赤な花びら が咲き揃う。 |
| ⑭あらしろ児童公園 | 新城2丁目 | 街区 | 低いところから 四方に伸びているガジュマルの枝 が 木陰 を提供している。 |
| ⑮ちゅんな一公園 | 喜友名 | 街区 | 老若男女を問わず、幅広い年齢層の方々に親しまれている こぢんまり とした公園。 |
| ⑯いすのき児童公園 | 真志喜 | 街区 | 植栽は イスノキ をはじめ、 ガジュマル、フク木 などで囲んでいる。 |
| ⑰ゆうな児童公園 | 真志喜 | 街区 | 築山には木造りのあずま屋が美しく、 植栽には果物がふんだんに取り入れられている 。 |
| ⑱わかたけ児童公園 | 真志喜 | 街区 | 公園内には湧水を利用した池があり コイ や テラピア などが棲んでいる。 |
| ⑲ましき児童公園 | 真志喜 | 街区 | 公園全体がオオハマボウ・トックリキワタ 等で囲まれて、とても落ち着いた感じがある。 |
| ⑳おおぶき公園 | 佐真下 | 街区 | 新興住宅地の中にある同公園は リンゴ を型取った トイレ が印象的である。 |
| ㉑まえはら児童公園 | 真栄原 | 街区 | 付近は住宅密集地で住民が多いわりには公園が少なかったため設置された。 |
| ㉒ぐんばる公園 | 真栄原 | 街区 | 大きな遊具やバスケットゴール、しっかり舗装が整備されている。 |
| ㉓きさらぎ児童公園 | 野嵩 | 街区 | 子供たちの間で一番人気は ゾウ を型どったすべり台で、 ゾウ公園 の名で親しまれる。 |
| ㉔まつのおか児童公園 | 野嵩 | 街区 | 自然の松林を利用した見晴らしのよい 小高い丘 に位置している。 |
| ㉕あすなる児童公園 | 野嵩 | 街区 | この公園は野嵩の新興住宅地の真中にある。 |
| ㉖ながた児童公園 | 長田 | 街区 | 長田小学校の隣にある公園内には 植栽による樹木も豊富 である。 |
| ㉗あかみち公園 | 赤道 | 街区 | 赤道児童センターと老人福祉センター に隣接しており、ユニークな壁画が描かれている。 |
| ㉘しまし公園 | 志真志 | 街区 | 付近に公園が少ないため、地域住民からとても親しまれている公園。 |
| ㉙伊佐児童公園 | 伊佐3丁目 | 街区 | 市の北側に位置する公園で、 樹木がおい繁る緑の多い公園 。 |
| ㉚伊佐第二児童公園 | 伊佐 | 街区 | 市内では広い方であり、 夏場は幼稚園や保育園の運動会、遠足 などが行われる。 |
| ㉛がねこ児童公園 | 我如古 | 街区 | 遊具が設置された 2か所 の広い砂場や、多目的広場などがある。 |
| ㉜うえはら児童公園 | 上原 | 街区 | 佐喜眞美術館 に隣接。カラフルな タイル 、 モダンなトイレ など近代感あふれる公園。 |
| ㉝まつぼっくり公園 | 愛知 | 街区 | 牛のモニュメントが目を引く。名のとおり 数多くの松の木 が茂る。 |
| ㉞ふてんま公園 | 普天間 | 街区 | 普天間区唯一の児童公園で、住宅と商店等が密集した地区の 小高い丘 の上にある。 |

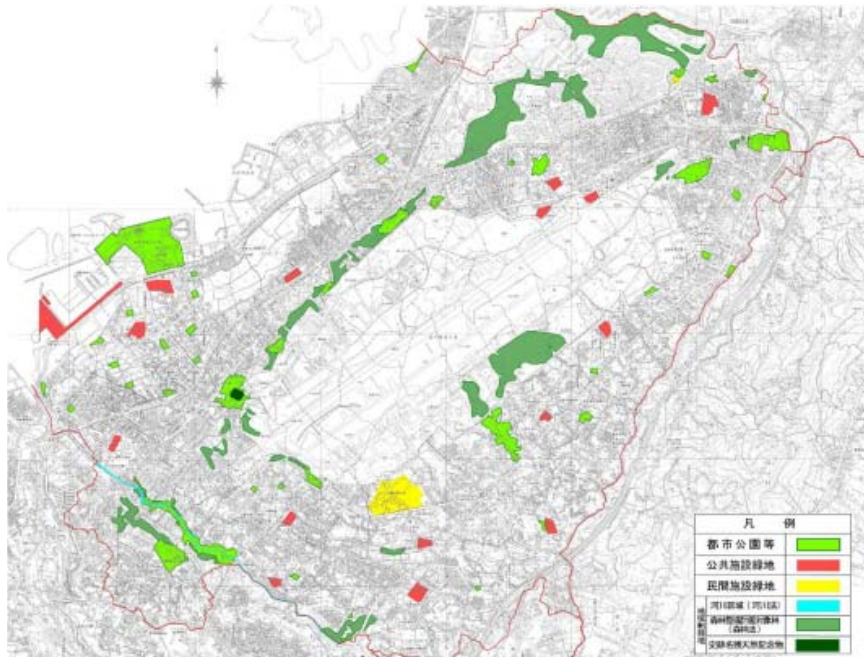
表 2-21 普天間飛行場（宜野湾市）周辺の都市公園

| 公園名 | 所在 | 種別 | 特徴 |
|---------|--------------|----|---|
| ㉟中城公園 | 中頭郡中城村登文 | 広域 | 中心をなす 中城城跡 は、 去る大戦の戦禍をまぬがれた貴重な文化遺産 であり、世界遺産に登録されている。 |
| ㊱浦添運動公園 | 浦添市仲間 | 運動 | 公園内には 屋内運動場、陸上競技場や市民球場 などが設置され、各種催し物の会場としても使われる。 |
| ㊲西原運動公園 | 西原町呉屋 | 運動 | 遊具はコンパクトにまとまっている。パークゴルフ場からは 海を一望 できる。 |
| ㊳北谷公園 | 中頭郡北谷町美浜 | 運動 | 楽園のロケーションと国際色あふれる 美浜地区 に位置する。 |
| ㊴若松公園 | 北中城村 字安谷屋131 | 地区 | 高台にあり緑がとても多い公園 。本格的な アスレチック遊具 、 ローラー滑り台 などの楽しい遊具がある。 |
| ㊵伊祖公園 | 浦添市伊祖 | 近隣 | 遊具は少し大きめに出来ており体を使って遊ぶことができる。また 桜の木 も植えられている。 |
| ㊶上原高台公園 | 中頭郡西原町上原 | 近隣 | 土地の高低差を利用した滑り台が 4種類 ある。また夜になると、 夜景のスポット としても有名である。 |
| ㊷まちなと公園 | 浦添市牧港 | 街区 | 比較的新しい公園には 大型のコンビネーション遊具 がある。 |

緑字 地形・緑などの自然を活用
 紫字 眺望などが特徴
 青字 イベント会場・周辺施設と関連する
 橙字 歴史文化を継承

2) 周辺の公園緑地等との連携

周辺の公園緑地の状況を踏まえ、基地内の公園緑地との連携の考え方を示す。



周辺の公園とともに公共施設等との連携を図ることが想定される。

出典：「緑地現況総括図」
 (宜野湾市緑の基本計画
 2006(平成18)年5月)



図 2-33 周辺の公園緑地等との連携の考え方

3) 公園づくりへの住民参加等

周辺市街地の住民が公園づくりに関わり、維持管理、さらには地域活動の拠点として利用しやすい公園の事例、及び公園づくりの考え方を示す。

<事例①>児ノロ公園（豊田市）

お年寄りを中心とした現場での市民参加による公園づくり

■公園づくり

- ・市民の手による約 8000 本の苗木の植樹
- ・湿地帯を共有のたんぼとして住民が利用
- ・公園内の園路はほとんど舗装されておらず、利用者が通りやすい場所がそのまま園路として形成

■維持管理

- ・高齢者を中心とした周辺住民により日常的な管理（草刈り、清掃等）
- ・公園を維持管理、催し等、地域活動における拠点として利用
- ・公園を拠点として他団体を巻き込み、地域一体となって自主的な維持管理活動



市民により植えられた緑



共有のたんぼ



公園内の休憩所・管理協会の事務所（ちごの庵）



<事例②>二子玉川公園（世田谷区）

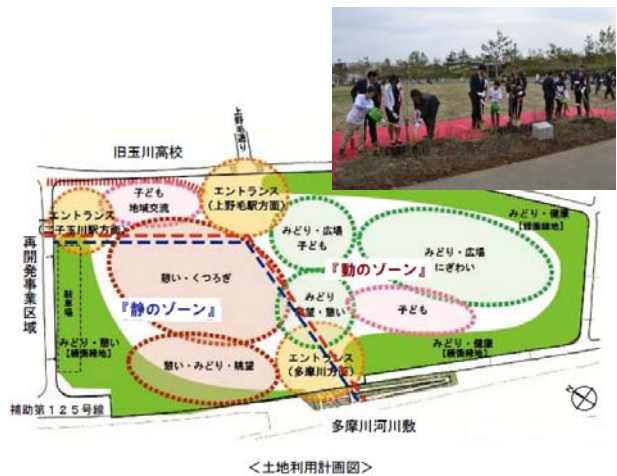
区民参加による公園構想・計画の策定

■区民参加による公園検討

- ・基本計画づくりに向けた検討は、二子玉川公園整備検討会での検討、アンケート、オープンハウスなどで収集した区民の意見・要望等を反映
- ・公園検討会は全 5 回開催し、委員は周辺町会代表、周辺小・中学校 P T A、公募区民等で構成
- ・検討の状況は、周辺約 6 千世帯へ個別配布したニュースや区の HP など、区民に情報提供

■公園づくりの流れ

- ・公園検討会の結果をもとに、公園整備の基本構想・基本計画を策定
- ・工事に際してワークショップを開催し、具体的な空間利用を検討



普天間飛行場跡地において想定される公園づくりへの住民参加のプログラム

- ・現存する豊かな自然環境や郷友会等と連携した旧集落地周辺における歴史文化の体験の場の提供
- ・小中学生を中心とした並松街道跡への松苗木の植樹活動
- ・水盆上の平坦な琉球石灰岩台地等のオープンスペースでの防災活動・平和交流イベントの開催

普天間飛行場跡地利用と連携した周辺市街地の整備の方向性

- ・環境モデル地区としての周辺市街地の環境づくりへの波及
- ・飛行場内外を結ぶ並松街道の再生と合わせたまちづくり
- ・地下水脈の始終点に位置する周辺の公園・緑地における地下水脈の保全
- ・住宅地内におけるコミュニティ活動の場としての湧水の利活用